

日時：平成 30 年 8 月 23 日（木）
午前 10 時 00 分から 12 時 00 分まで
場所：横浜市開港記念会館 1 号室

第 42 回 横浜市福祉のまちづくり推進会議 次第

1 開会

2 議事

- （1） 改正福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル〔建築物編〕の原稿案及び市民意見公募について
- （2） 福祉のまちづくり条例整備基準〔公共交通機関の施設〕の改正等の検討について

3 報告

- （1） 横浜市バリアフリー基本構想について
- （2） 横断歩道等における歩車道境界の段差に関する検討について
- （3） 29 年度及び 30 年度横浜市福祉のまちづくり条例推進事業について

4 その他

《配付資料》

- 資料 1 改正福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル〔建築物編〕原稿案
- 資料 2 改正福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル〔建築物編〕の原稿案及び市民意見公募について
- 資料 2 別紙 ユニバーサルツーリズム推進事業の概要
- 資料 3 福祉のまちづくり条例施行規則〔公共交通機関の施設〕の改正等の検討について
- 資料 3 別紙 交通バリアフリー基準及びガイドラインの見直しについて
- 資料 4 横浜市バリアフリー基本構想について
- 資料 5 横断歩道等における歩車道境界の段差に関する検討について
- 資料 6 平成 29 年度横浜市福祉のまちづくり推進に関する社会福祉協議会事業の福祉啓発事業報告について
- 資料 7 平成 29 年度福祉のまちづくり推進事業の報告について
- 資料 8 平成 30 年度福祉のまちづくり推進事業 予算概要

改正福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル〔建築物編〕原稿案
(8月23日時点)

施設整備マニュアル構成表（目次）

I 概要編

No.	大項目	ページ番号	小項目	改正の有無	改正内容
(1)	7 整備基準の適用	23-1	障害を理由とする差別の解消	追加	・「障害者差別解消法」や「改正障害者雇用促進法」の解説をもとに、職場やバックヤード等の整備指定施設整備基準が適用されない箇所についても、配慮が必要な旨を解説
(2)	10 参考 高齢者・障害者等の行動特性に配慮した各部寸法の考え方	54-1	すべての人に使いやすい建物を目指して～設計段階での障害のある当事者等の参加	追加	・設計段階での障害当事者参加の必要性を解説。

II 施設整備マニュアル編

No.	大項目	ページ番号	小項目	改正の有無	改正内容
(3)	3 駐車場	70	基本的な考え方・指定施設整備基準	○	・JIS Z8210（案内用図記号）の改正に伴い、ピクトサインを変更
(4)		72	図3-2駐車場の誘導表示の例	○	・JIS Z8210（案内用図記号）の改正に伴い、ピクトサインを変更
(5)		98	基本的な考え方・指定施設整備基準	○	・基本的な考え方を修正
(6)		99	図9-1便所の構成要素	○	・図、解説を修正
(7)		100	指定施設整備基準	—	
(8)		101	図9-2高齢者、障害者等が円滑に利用できる洗面器の例	○	・解説を修正
(9)		102	図9-3男子用小便器の例	○	・出典資料名を修正
(10)		103	図9-4その他の便房の例	○	・図、解説を修正
(11)		104	指定施設整備基準	—	
(12)		105	図9-7車いす使用者用便房の例	○	・図、解説、利用者の声を修正
(13)		106	指定施設整備基準	—	
(14)		107	図9-8腰掛便座の位置及び構造 図9-9車いす使用者が円滑に利用できる洗面台の例	○	・解説を修正
(15)		108	コラム車いす使用者の便器へのアプローチ	—	
(16)		109	コラムトイレのマナー	○	・本文を修正
(17)		110	指定施設整備基準 コラムオストメイト	○	・コラム本文を修正、JIS Z8210（案内用図記号）の改正に伴い、マークに注釈を追加
(18)		111	図9-10その他の便房にオストメイト対応設備を設けた整備例	○	・図を変更（P112と入れ替え） ・解説、出典資料名を修正
(19)	9 便所	112	図9-11車いす使用者用便房にオストメイト対応設備を設けた整備例	○	・図を変更（P111と入れ替え） ・解説を修正
(20)		113	コラム水栓器具の使用方法オストメイト（人工肛門・人工ぼうこう保有者）	○	・写真の追加 ・解説、出典資料名を修正
(21)		114	指定施設整備基準 コラム大きめのシート	○	・コラムに写真を追加 ・解説、出典資料名を修正

No.	大項目	ページ番号	小項目	改正の有無	改正内容
(22)	10 浴室、シャワー室又は更衣室	115	図9-13便所の標識の整備例	○	・図を修正 ・JIS Z8210（案内用図記号）の改正に伴い、一部のピクトサインを変更
(23)		115-1	多機能トイレに利用者が集中している背景	追加	・多機能トイレに利用者が集中している背景を解説。その他、異性介助の配慮における、男女共用便所の必要性等、実態に即したトイレの設計が必要となっている点を解説。
(24)		115-2	多機能トイレへの利用者集中を解消する整備例	追加	・利用者集中を解消する考え方として、トイレの整備例を2つ紹介 ・腰掛便器についてのオストメイト対応設備を紹介
(25)		115-3	施設全体における機能分散①～多機能トイレへの利用者集中を解消する考え方	追加	・利用者集中を解消する考え方として、施設全体での整備例を紹介。フロアの利用者の属性に合わせた、トイレ整備を解説。
(26)		115-4	施設全体における機能分散②～案内表示の重要性	追加	・トイレ設備の機能分散を行った場合の適切な案内表示の方法について解説
(27)	10 浴室、シャワー室又は更衣室	116	基本的な考え方・指定施設整備基準	○	・基本的な考え方を修正
(28)		117	図10-1車いす使用者が利用できる浴室の整備例	○	・図を変更（建築設計標準の図参考） ・解説を変更
(29)		118	図10-2個別浴室の例（車いす使用者向け）	○	・図を変更（建築設計標準の図参考）
(30)		119	図10-3シャワー室の例 コラム入浴を補助する福祉用具	○	・図を変更 ・コラムを新規に追加（入浴を補助する福祉用具の紹介。福祉用具の利用を前提する場合は、用具を利用するための設計上の配慮を行うことが望ましいことを解説。）
(31)	11 ホテル又は旅館の客室	120	基本的な考え方・指定施設整備基準	○	・基本的な考え方を修正
(32)		121	図11-1ツインルームの例	○	・図、解説、利用者の声を修正
(33)		122	指定施設整備基準	—	
(34)		123	図11-2シングルルームの例 図11-3ベッドの高さ、間隔の整備例	○	・図、解説を修正
(35)		124	図11-4スイッチ、コンセントの高さの整備例 図11-5クローゼット、屋内信号装置の整備例	○	・図、解説を修正
(36)		124-1	ホテル又は旅館の一般客室のバリアフリー化の促進	追加	・建築設計標準で紹介されている、一般客室のバリアフリー化の方法について紹介
★		124-2	一般客室のバリアフリー改修事例	追加	・市内ホテルの一般客室のバリアフリー改修事例を紹介
(37)		125	ごろのバリアフリーを進めるために	○	・本文、写真の注釈を修正（コミュニケーションボードのJIS規格の番号を追記）

No.	大項目	八ヶじ番号	小項目	改正の有無	改正内容
(38)	12 客席及び舞台	126	基本的な考え方・指定施設整備基準	○	・基本的な考え方を修正
(39)		127	図12-1客席の整備例	○	・図、解説の修正を修正
(40)		127-1	図12-2車いす使用者用客席まわりの整備例	○	・図、解説を修正
(41)		128	図12-3高齢者・障害者等の利用者に配慮した動線の確保などの例	○	・図、解説、利用者の声を修正
(42)		128-1	サイトライン（可視線）	追加	・サイトラインの概念や、サイトラインを確保するための配慮について解説
(43)	13 標識	130	基本的な考え方・指定施設整備基準	—	
(44)		131	図13-1標識（ピクトグラム）の例 コラム国際シンボルマークについて	○	・JIS Z8210（案内用図記号）の改正に伴い、ピクトサインを変更
(45)	18 誘導設備等	142	基本的な考え方・指定施設整備基準	○	・コラム本文修正
(46)	20 乳幼児連れ利用者に配慮した設備	148	基本的な考え方・指定施設整備基準	○	・JIS Z8210（案内用図記号）の改正に伴い、ピクトサインを変更
(47)		152	指定施設整備基準	—	
(48)		153	図20-4乳幼児連れ利用者に配慮した便所の整備例 図20-5乳幼児連れ利用者に配慮した便房の整備例	○	・解説修正

III 資料編

No.	大項目	八ヶじ番号	小項目	改正の有無	改正内容
(49)	6 JIS規格	285	(2)案内用図記号	○	・JIS Z8210（案内用図記号）の改正に伴い変更
(50)		286	(2)案内用図記号	○	・JIS Z8211（案内用図記号）の改正に伴い変更
(51)		287	(3)視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列	○	・JIS T9251（視覚障害者誘導用ブロック等）の改正に伴い変更
(52)		288	(3)視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列	○	・JIS T9252（視覚障害者誘導用ブロック等）の改正に伴い変更

I

概要編

障害を理由とする差別の解消

平成28年4月に、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が施行されました。この法律は、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指すものです。この法律では、行政機関や事業者に対し、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、負担になり過ぎない範囲での合理的配慮（※）の提供を求めていきます。

	不当な差別的取扱い	障害者への合理的配慮
民間事業者	禁止 してはならない	努力義務 するように努めなければならない
国の行政機関、 地方公共団体等	禁止 してはならない	法的義務 しなければならない

また、平成28年4月に「障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律」（いわゆる「改正障害者雇用促進法」）が施行され、雇用の分野における障害を理由とする差別的取扱いの禁止や、障害者が働く際の支障を改善するための合理的配慮の提供義務等が定められ、あわせて30年4月には法定雇用率の算定基礎に精神障害者が加えられ、法定雇用率が引き上げられました。

これらの法律により、障害のある人への配慮が強く求められてきています。このような社会背景を踏まえると、バリアフリー法や福祉のまちづくり条例に定められている整備基準の適用範囲外となる「利用居室の内部」や「従業員のみが利用する事務室」などについても、障害の有無に関わらず、誰もが利用しやすい空間となるよう配慮することが望ましいと言えます。

※ 合理的配慮

障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときには、負担が重すぎない範囲で、障害のある人にとって日常生活を送る上での障壁を取り除くための配慮を行うこと

●車いす使用者の職員がいる職場での工夫の例●



通路の幅員を広げ業務上必要となる動線を確保する。

《その他の工夫の例》

- ・プリンター：手の届くよう低い位置に設置する。
- ・付箋やペンなど職場の共用品の保管場所：
 ①通路幅員を広げる。
 ②保管場所周辺は広めの空間を確保する。

このような工夫例はあくまで一例です。必要な配慮について本人と話し合うことが大切です。

すべての人に使いやすい建物を目指して ～設計段階での障害のある当事者等の参加～

建築物のバリアフリー化においては、バリアフリー法の建築物移動等円滑化基準や福祉のまちづくり条例の指定施設整備基準を遵守することが必要であると同時に、設計段階から高齢者・障害者等の利用者から意見を聴取し、計画や設計に参加してもらうことも重要です。

○障害のある当事者等の参加事例

1 意見交換会の概要

ある公共施設の建替えにあたり、より利用者が利用しやすい施設を建設するため実施しました。

日頃から接点のある施設の運営者から参加を依頼しました。参加者は施設の利用者である地域の高齢者、障害当事者（視覚、聴覚、肢体、知的、中途）、親の会、障害当事者が通っている施設のスタッフ、子育て世代の団体の代表者です。意見交換会には、施主、設計者、施工担当者等が出席しました。

《第1回》施設の構造そのものに影響の及ぶ内容についての意見交換会

- ・工事の概要を説明後、「階段・エレベーター」、「スロープ・歩きやすさ」、「トイレ・授乳室」、「案内サイン」等のテーマに分けて、意見交換を行った。
- ・意見交換の参考に、従前の施設の状況・課題や類似施設の取組状況の説明をした。
- ・意見交換会に参加できなかった人には、アンケートを配布し意見を募った。
- ・聴取した意見については、設計に反映したもの、やむなく反映を見送ったもの等「意見の反映状況」として後日報告した。

《第2回》案内サインについての意見交換会

- ・第1回意見交換会後にいただいた意見を参考に作成した、案内サインの案について意見交換を実施した。
- ・案内サインを原寸大に印刷して表示し、実際に掲示されたときのイメージをしてもらい、文字の大きさやデザイン、色等について、意見交換を行った。

2 意見交換会の結果

対応できる意見は反映し、対応できない意見は、意見交換会の参加者に報告する機会を設けました。その他、意見交換会の概要と意見の反映状況について施設のホームページに掲載をしました。

●意見交換会でもらった意見で反映された例●

- 例1) トイレが狭い。ベビーカーごと入れて、
子ども2人が入っても余裕のある広さがほしい。
→ 一般トイレ内に広めの便房を配置しました。
奥行きに余裕をもって設計されています。(写真左)
- 例2) 異性介助に配慮し、男女共用トイレがあるといい。
大人用のおむつ交換ベッドがほしい。
→ 多機能トイレを男女共用が可能な配置にしました。
また、トイレ内に大きめシートを設置しました。
なお、この施設の全ての多機能トイレに大きめシートを設置しています。(写真右)



障害のある当事者をはじめとした、様々な利用者の異なるニーズに対応することの難しさもありますが、この事例では対応できなかった意見について、理由も含め事前に当事者へ説明をすることができました。

施設のしゅん工後は施設の構造を大きく変えることは難しく、さらに整備のための予算がつかないことが多いため、改善すべき箇所が見つかったとしても、すぐさま改修工事を行うことは難しい場合があります。障害のある当事者等の声を建築主・施設管理者等が聞いたうえで、設計の方針を固めていくことはそういった費用の面はもちろん、利用しやすい施設を整備するうえでメリットが多い取組です。

II

施設整備マニュアル編

基本的な考え方

自動車は、高齢者、障害者等の外出の際、有効な交通手段です。特に、車いす使用者の移動には欠かすことができない手段となっています。計画の際には、設置位置、大きさ、サイン等について、車いす使用者への配慮が重要となります。

なお、車いす使用者用駐車施設の確保には、車いす使用者自身が運転する場合と同乗する場合を想定することも重要です。

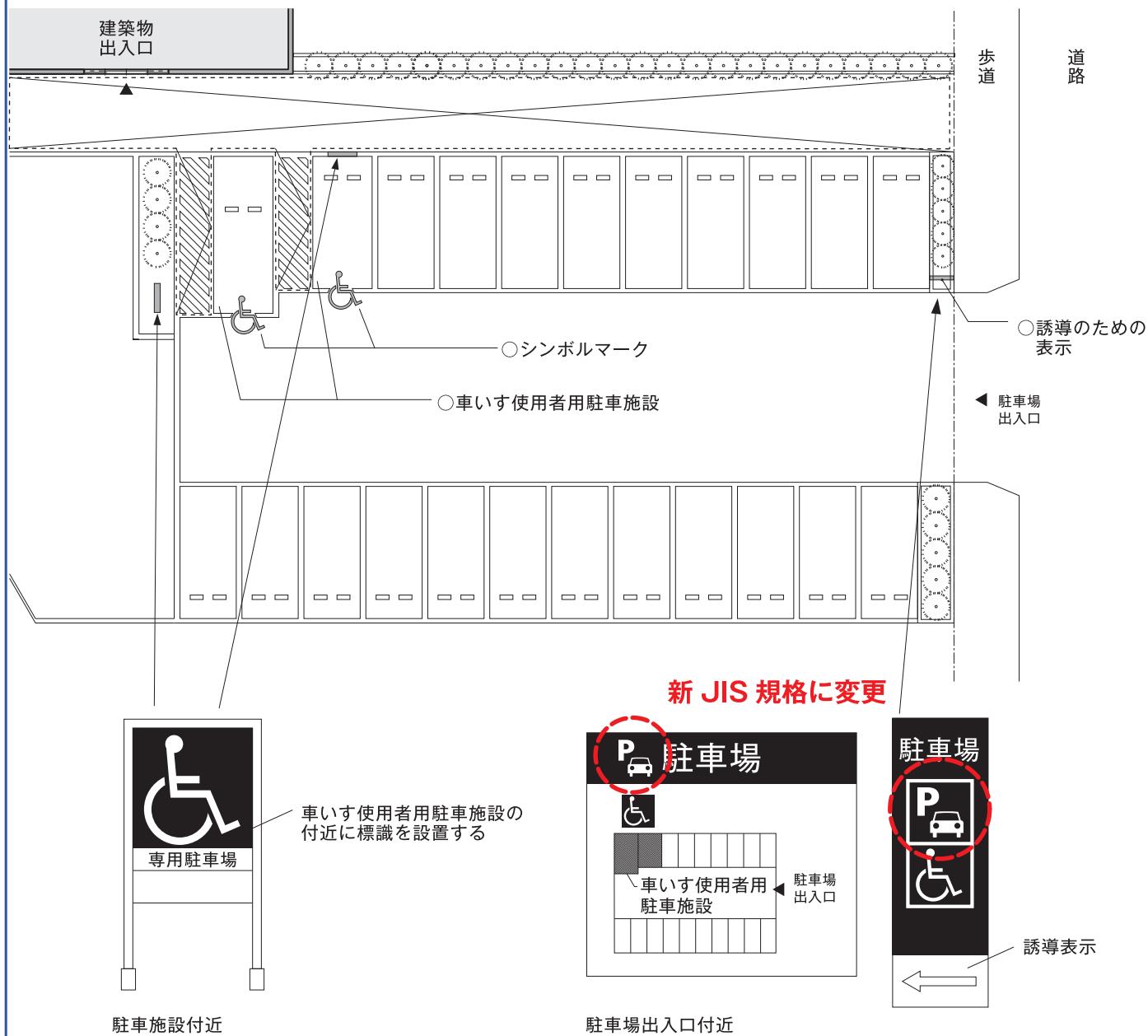


新 JIS 規格に変更

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合には、敷地内に車いす使用者用駐車施設を1以上(機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上)設けなければならない。		同左	3-1
(2) 車いす使用者用駐車施設は、次に掲げるものでなければならない。		同左	3-1
ア 幅は、350センチメートル以上とすること。		同左	3-1
イ 奥行きは、600センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの車いす使用者用駐車施設については、奥行きを500センチメートル以上とすることができます。		同左	3-1
ウ 1の項(1)ウに定める経路の長さができるだけ短くなる位置に設けること。		同左	3-1
エ 水平な場所に設けること。		同左	
オ 障害者のための国際シンボルマークを車が停車し、又は駐車している状態で見える位置に塗布すること。		同左	3-1 13-1
(3) 車いす使用者用駐車施設を設けた駐車場は、道等から車いす使用者用駐車施設までの経路に誘導のための表示を行わなければならない。		—	3-2 13-1

(参考：関連条文) 政令第17条、規則別表第1の2(3の項)、規則別表第5(3の項)

図3-2 駐車場の誘導表示の例



誘導のための表示

整備基準 3-(3)

- 車いす使用者用駐車施設へ迷うことなく到達できるよう、表示により誘導を行う必要がある。また、車路の分岐点がある場合には、車いす使用者用駐車施設のある方向へ誘導すること。
- 複数の車いす使用者用駐車施設がある場合、各駐車施設まで適切に誘導する。

標識

整備基準 13-(1), 13-(3)

- 駐車場出入口と車いす使用者用駐車施設の付近に、車いす使用者用駐車施設があることを示す標識を設置する必要がある。
- 駐車場出入口に車いす使用者が支障なく利用できる駐車施設の満空表示を設けることが望ましい。

基本的な考え方

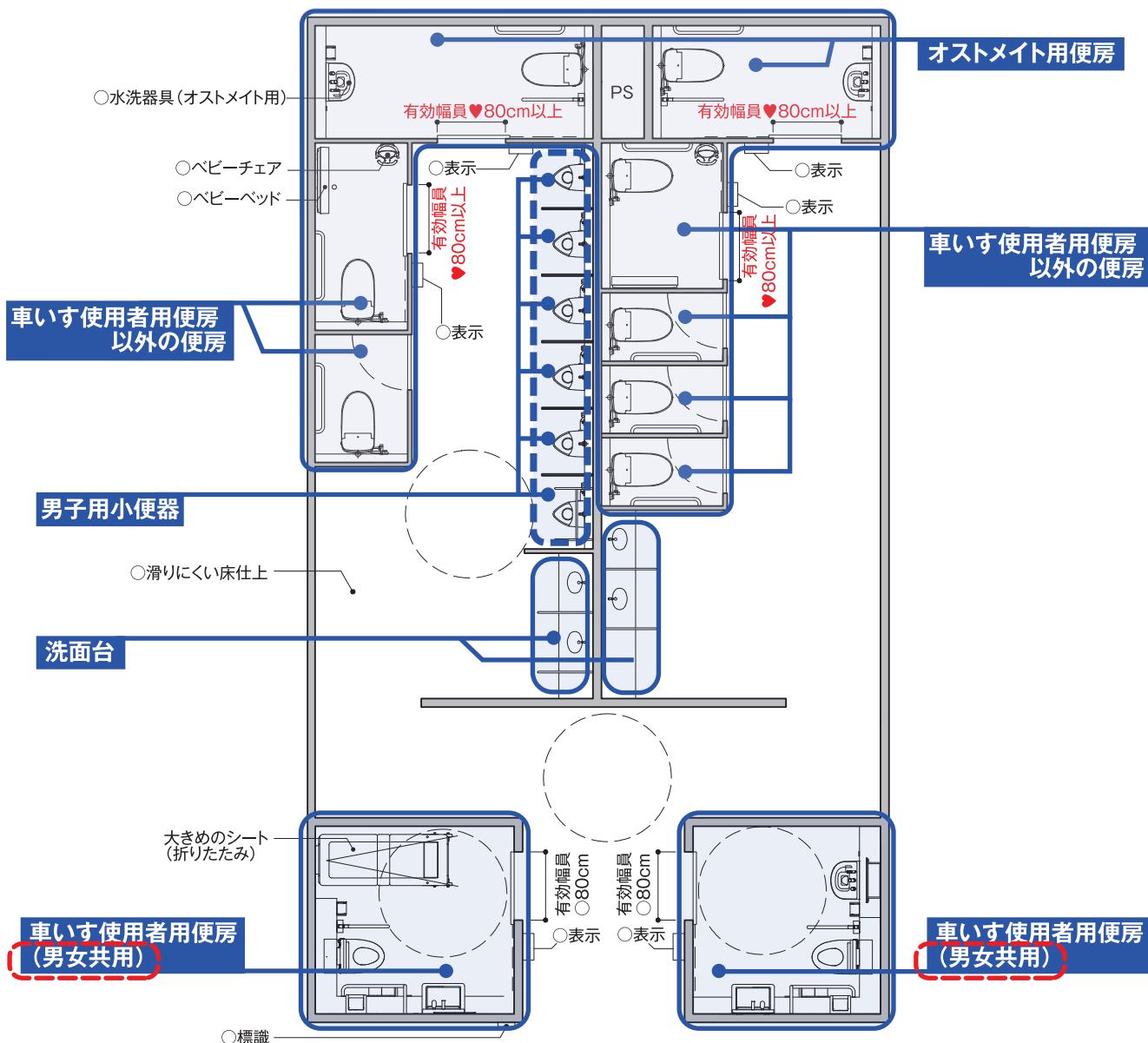
多様な利用者のニーズに対応するとともに、より使いやすい便所とするために、車いす使用者用便房、オストメイト対応設備を備えた便房の他に、乳幼児用の設備を有する便房の設置などを適切に配置する必要があります。特定の便房への利用者が集中することを避けるため、個別の機能ごとに便房を設置するなど、各種設備・機能を便所全体に適切に分散して配置することが重要です。また、異性介助による便所利用の場合など、近年では男女共用の便房設置に関するニーズが高まっており、介助者等の状況に配慮した便所・便房の設計が求められています。



1.全ての便所に関する基準

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、当該便所の全ては、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア 床面は、粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げること。		同左	9-1
イ 便所の出入口に戸を設ける場合には、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。		同左	
ウ 出入口の幅は、80センチメートル以上とすること。		同左	
エ 次に掲げる洗面台を1以上（当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けること。		—	9-2
(ア) 洗面器（乳幼児用のものを除く。）の手前及び両側に手すりを設けること。ただし、当該洗面器が荷重に対し必要な強度を有し、身体を支持することができる場合は、手前に設けることを要しない。		洗面器を1以上（当該便所に男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、当該洗面器（乳幼児用のもの及び便房内に設けるものを除く。）の両側に手すりを設けること。	9-2
(イ) 洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。		—	9-2
(ウ) 洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。		—	9-2

図9-1 便所の構成要素



(1) 全ての便所に関する基準

整備基準 9-(1)

- 便所を複数設ける場合は、各便所に1以上、洗面台を設置することが必要である。
- 便所を構成するのが車いす使用者用便房のみの場合、車いす使用者用便房内の洗面台には手すりの設置が必要である。
- 便所内に男子用小便器を設ける場合は1以上に、9-(1)-才を満たす男子用小便器を設置することが必要である。
- 車いす使用者用便房以外の便房の場合は1以上を、9-(1)-才を満たす車いす使用者用便房以外の便房とする必要である。(男女の区別がある場合は、それぞれ1以上)

♥ 車いす使用者用便房以外にも、車いす使用者が利用できるよう戸の有効幅員や十分な空間を確保した便房を設けることが望ましい。

(2) 車いす使用者用便房及びオストメイト用便房に関する基準便所に関する基準

整備基準 9-(2)-ア、イ

- 便所のうち1以上に、車いす使用者用便房及びオストメイト用便房を設けること。(男女の区別がある場合は、それぞれ1以上)
- 車いす使用者用便房を複数設ける場合は、介助者が異性の場合があることを考慮し、少なくとも1以上は男女が共用できる位置に設けることが望ましい。
- 男女が共用できる位置に設けた車いす使用者用便房には大きなシートを設けることが望ましい。

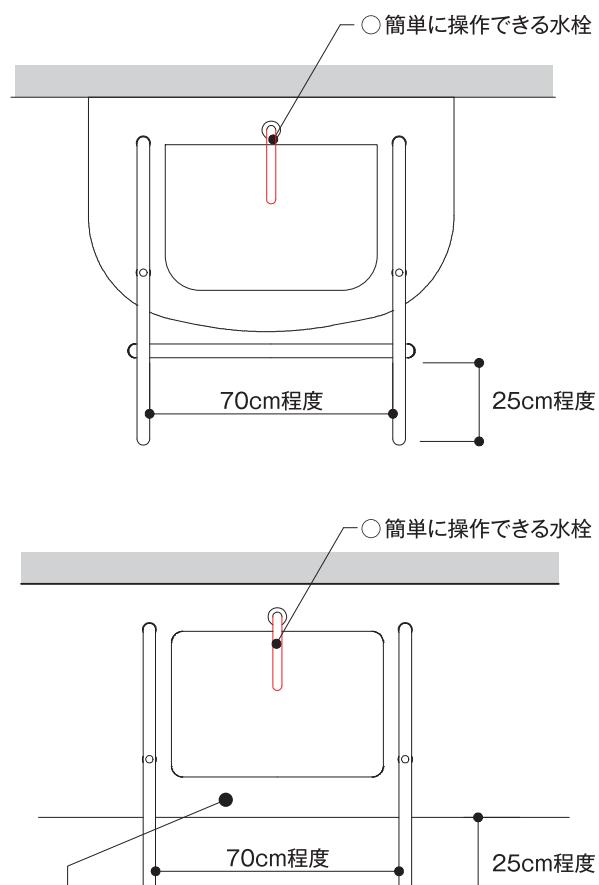
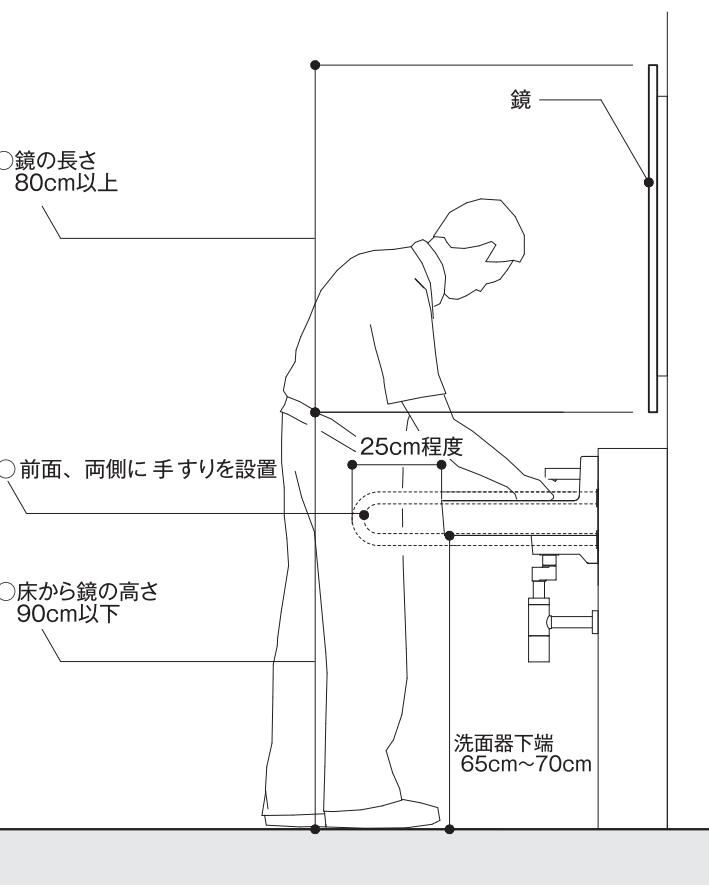
(3) ベビーベッド・ベビーチェアに関する基準

整備基準 9-(3)

- 一定規模以上の建築物には、便所のうち1以上に、ベビーベッド及びベビーチェアを設けること。(男女の区別がある場合は、それぞれ1以上)
- ベビーベッド及びベビーチェアは車いす使用者用便房以外の便房に設けることが望ましい。

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
オ	男子用小便器を設ける場合には、そのうち1以上は、次に掲げるものであること。	同左	9-3
	(ア) 床置式の小便器、壁掛式の小便器（受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器とすること。	同左	9-3
	(イ) 前面及び両側に手すりを設けること。ただし、乳幼児用の男子用小便器を除く。	同左	9-3
	(ウ) 前面に設ける手すりは、男子用小便器の面と合わせること。	—	9-3
	(エ) 前面に、車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間を確保すること。	—	9-3
	力 車いす使用者用便房以外の便房を設ける場合には、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は、次に掲げるものであること。	同左	9-4
ア	(ア) 手すりを設けること。	同左	9-4
	(イ) 戸は、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	同左	9-4
	(ウ) 便器は、腰掛便座とすること。	同左	9-4

図9-2 高齢者、障害者等が円滑に利用できる洗面器の例



洗面器にもたれかかっても十分に耐えうる強度がある場合は、前面の手すりは不要

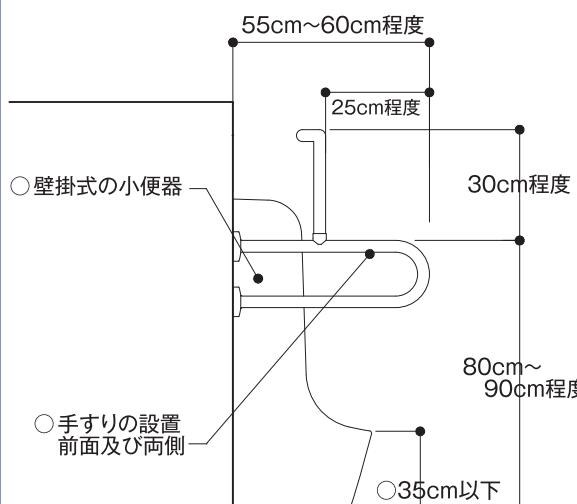
洗面器の手すり

整備基準 9-(1)-エ-(7)

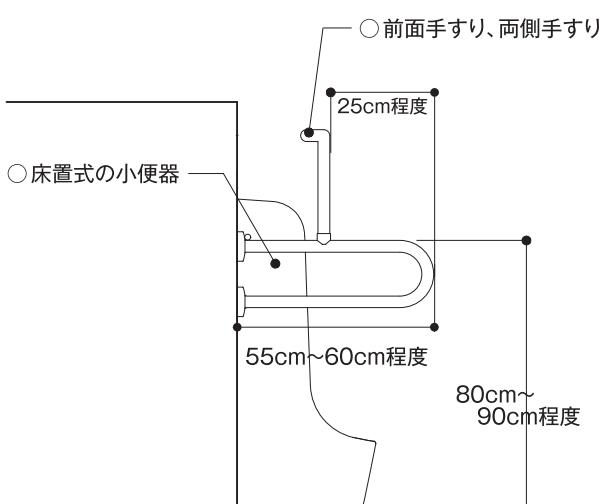
- 各便所に1台以上、使用時に体を支えることができるよう、洗面器の前方及び両側に手すりを設ける必要がある。
- 洗面器にもたれかかっても十分に耐えうる強度がある場合は、前面の手すりは不要である。
- 乳幼児専用の洗面器には手すりは不要となる。

図9-3 男子用小便器の例

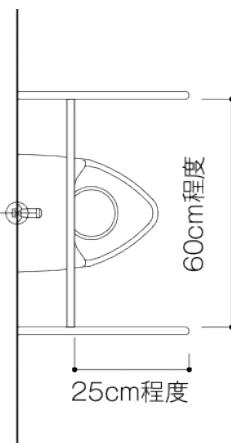
壁掛け式の小便器



床置式の小便器



<出典>TOTO バリアフリーブック [バブリックトイレ編 2018年1月改訂版]



小便器の手すり

整備基準 9-(1)-オ-(1)

- 各便所に1以上必要となる。
 - 小便器の手すりは杖使用者等の歩行困難者が、左右の手すりによりかかり、又は、前面の手すりに胸をあてて体を支えながら排泄するために必要となる。
- ♥ 移動距離を最短にするため、便所の入口から最も近い小便器に設置することが望ましい。

杖使用者などの声

歩行が困難な方が排泄する際に、手すりは非常に有効です。1つだけでなく、なるべく多くの小便器に設置して欲しいです。

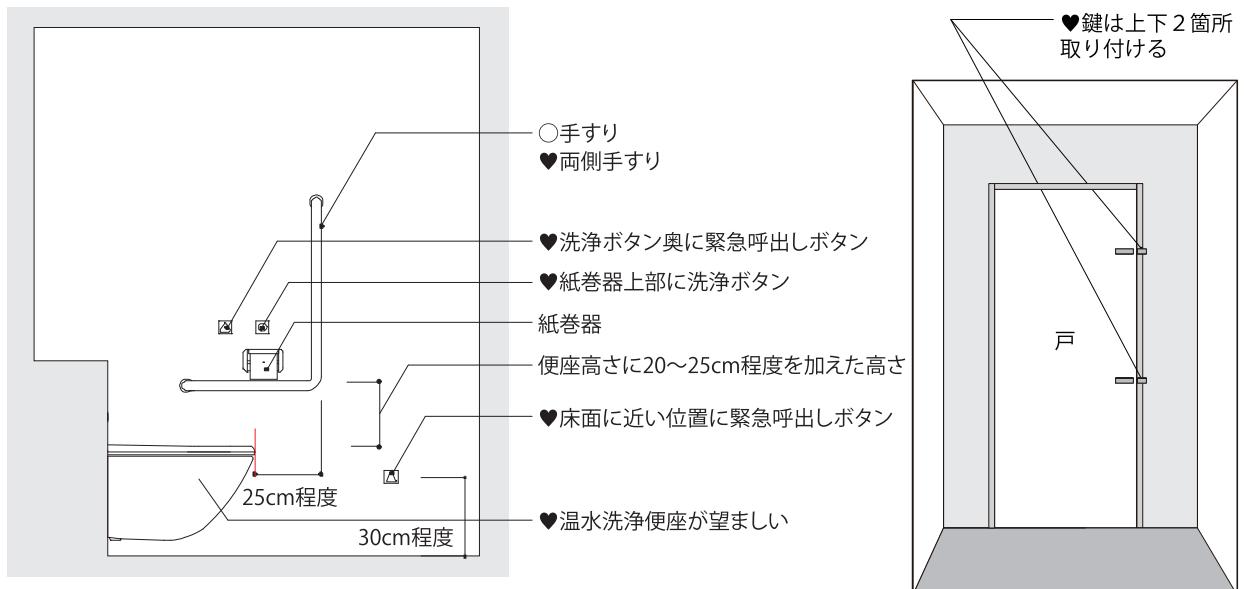
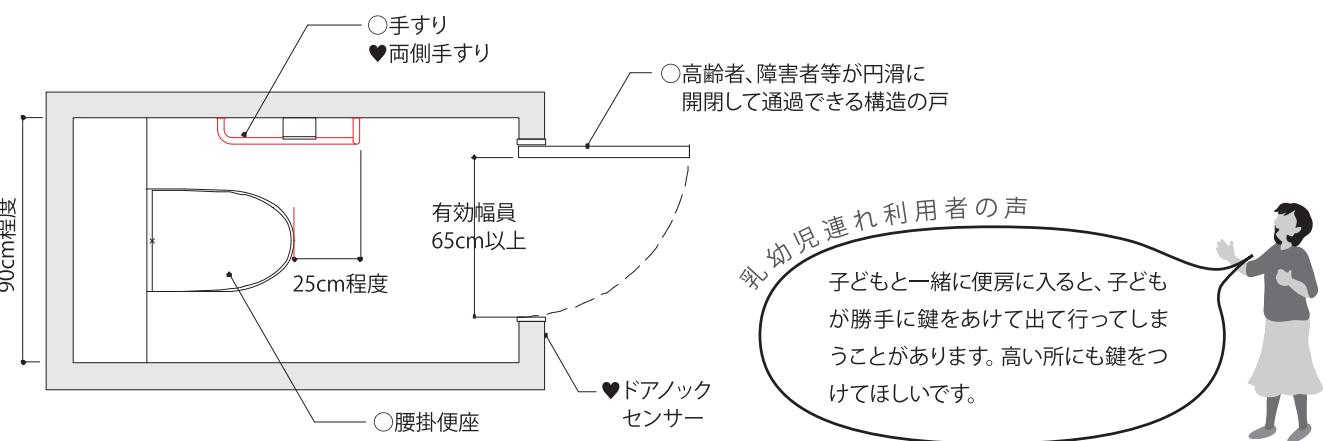


小便器の前のスペースの確保

整備基準 9-(1)-オ-(1)

- 車いす使用者の利用を考慮し、小便器の前に車いす使用者が円滑に利用できるような空間の確保が必要である。

図9-4 その他の便房の例



その他の便房とは

整備基準 9-(1)-力

- 「その他の便房」とは、車いす使用者用便房以外の便房のことである。各便所に1以上必要となる。
- 非常用呼出しボタンを設けるほか、各器具の配置は、日本工業規格 (JIS S 0026 高齢者・障害者配慮設計指針) とすることが望ましい。

手すりの構造

整備基準 9-(1)-力-(ア)

- 高齢者や歩行困難者のために、立位姿勢を補助し、排泄中の姿勢を安定させるために必要な設備である。
- その他の便房の手すりはL型手すりとすることが望ましい。
- その他の便房の手すりは両側に設けることが望ましい。

戸の構造

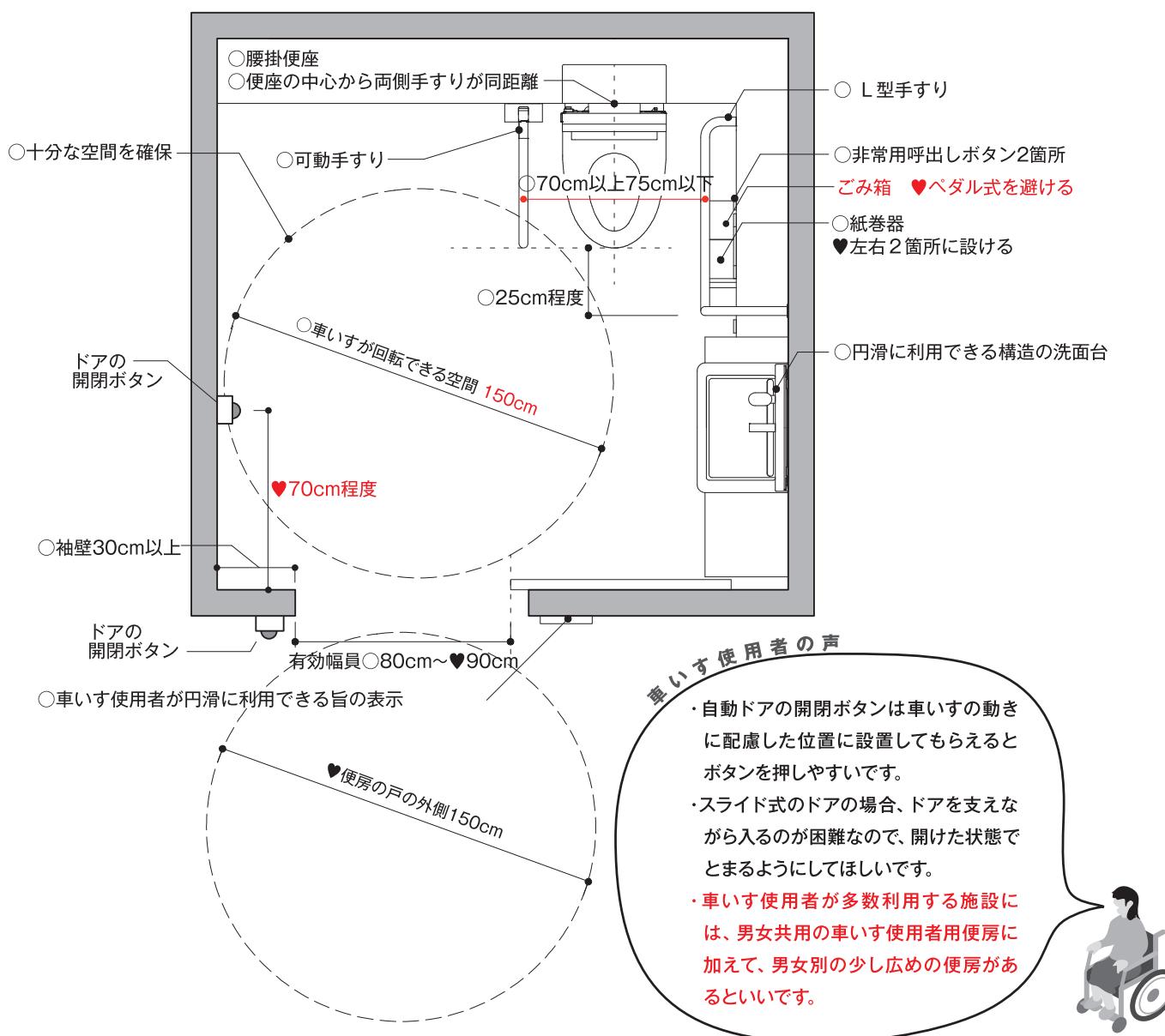
整備基準 9-(1)-力-(イ)

- 開き戸より引き戸が開閉しやすい。
- 開き戸とする場合は、戸が開かなくなることを避けるため、外開きや非常時に戸が取り外せる構造（当該便房を通行の支障とならない箇所に設けるなどの配慮をする）とすること。
- 施錠装置は弱い力でも簡単に操作できる構造とすること。
- 便房使用中に、外側から使用中であることがわかる構造とすること。
- その他の便房の出入口の有効幅員は65cm以上とすること。
- その他の便房のドアには、ドアノックを感知し、発光するドアノックセンサー等を設置することが望ましい。
- ドアの鍵は、子どもとの同室を想定し、通常の位置と子どもの手の届かない高い位置の2箇所に設置することが望ましい。
- 施錠を示す色は赤と青とし、明度・彩度にも配慮することが望ましい。

2-1.車いす使用者用便房に関する基準

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、そのうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。	同左	
ア 便所内に、次に掲げる構造の車いす使用者用便房を1以上設けること。	同左	
(7) 車いす使用者用便房は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。	同左	
(1) 次に掲げる位置及び構造の手すりを設けること。	手すりが適切に配置されていること。	9-7 9-8
a 腰掛便座の壁側には水平部分と垂直部分を有しそれぞれが連続した手すり（以下「L型手すり」という。）を設け、その反対側には可動式の手すりを設けること。	—	9-7 9-8
b L型手すりと可動式の手すりの水平部分の高さを合わせること。	—	
c L型手すりと可動式の手すりの間隔は、70センチメートル以上75センチメートル以下とすること。	—	9-7
d 可動式の手すりの先端は、腰掛便座の先端に合わせること。	—	9-7
e L型手すりの垂直部分は、腰掛便座の先端から25センチメートル程度とすること。	—	9-7 9-8
(ウ) 次に掲げる位置及び構造の腰掛便座を設けること。	腰掛便座が適切に配置されていること。	9-7 9-8
a 腰掛便座は、便座の中心から両側の手すりが同距離になるよう設置すること。	—	9-7
b 腰掛便座の座面の高さは、車いすの座面の高さに合わせること。	—	9-8
c 便器の洗浄ボタンは、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。	—	9-8
(イ) 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	同左	9-7
(オ) 次に掲げる高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面台を設けること。	高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の洗面器を設けること。	9-9
a 洗面器の水栓は、高齢者、障害者等が円滑に操作できるものとすること。	—	9-9

図9-7 車いす使用者用便房の例



十分な空間を確保

整備基準 9-(2)-ア-(1)

- 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間とは、便房内で車いすが切り返しをせずに回転できる空間が基本となり、原則として、便房内の設備等と干渉しないよう、直径150cm以上の円が必要である。

袖壁の設置

整備基準 9-(2)-ア-(ク)、4-(4)

⇒「4 出入口」を参照

- 戸の横に、袖壁を設置する必要がある。

右利き用と左利き用の配慮

整備基準 9-(2)

- ♥ 車いす使用者用便房は、右利き用、左利き用の便房をそれぞれ1以上設けることが望ましい。(上図は右利き用の例)

戸の構造

整備基準 4-(1)、(3)、(4)

⇒「4 出入口」を参照

♥ 自動ドアの開閉ボタンは、袖壁から70cm程度離すことが望ましい。

♥ 自動ドアの開閉ボタンは、袖壁部分に設置すると操作しづらいため、避けることが望ましい。また、開閉ボタンは操作の支障のない位置に設けるよう配慮することが望ましい。

便房の戸の外側の構造

♥ 直径150cm以上のスペースを確保することが望ましい。

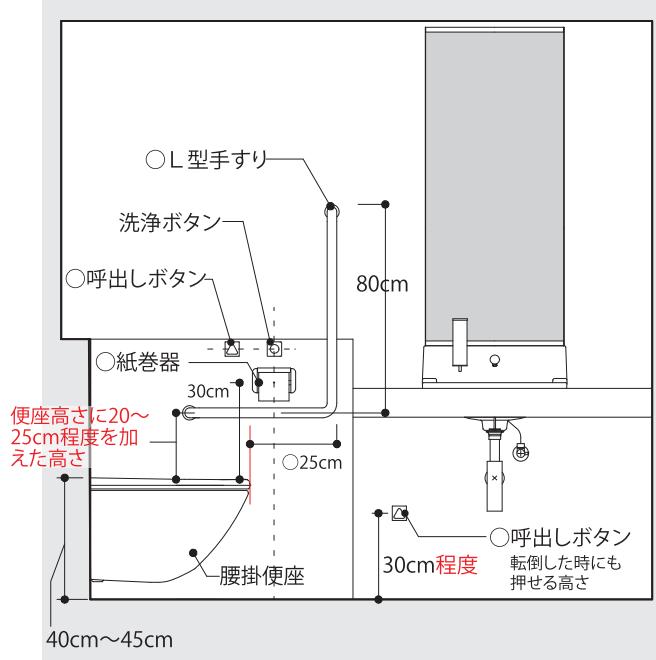
通路の有効幅員

整備基準 5-(2)-ア

- 利用居室から車いす使用者用便房の出入口までの経路は移動等円滑化経路であることから、通路の有効幅員は、140cm以上確保する必要がある。

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
b	洗面器の下端の高さは、床面から65センチメートル以上70センチメートル以下とし、車いす使用者の膝が入るようにすること。	—	9-9
c	洗面台の鏡は、床面から90センチメートル以下の位置から上方へ垂直に80センチメートル以上の長さで設けること。	—	9-9
(か)	紙巻器は、腰掛便座から手の届く位置に設けること。	—	9-8
(か)	非常用呼出しボタンは、腰掛便座から手の届く位置及び高齢者、障害者等が転倒した場合でも手の届く位置に設けること。	—	9-8
(か)	戸の横に幅30センチメートル以上の袖壁を設けること。ただし、自動的に開閉する構造で、車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造の場合を除く。	—	9-7
(か)	当該便房の出入口の戸又はその付近に車いす使用者が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。	同左	9-7

図9-8 腰掛便座の位置及び構造



便器の洗浄ボタン

整備基準 9-(2)-ア-(ウ)-c

- 便器の洗浄ボタンは、簡単に操作できるよう、便器に座った状態で手の届く位置に設け、弱い力でも操作できる形状とする必要がある。
(例) 洗浄ボタン式、光感知式、くつべら式押しボタン等
- ♥ 視覚障害者に配慮し、光感知式の場合は洗浄ボタン式を併設することが望ましい。
- ♥ ボタンには点字や浮き彫り文字、触覚記号等による表示を行うことが望ましい。

視覚障害者の声

どこに洗浄ボタンがあるのかわからず、困るため、便所の洗浄ボタンはJIS規格に統一してほしいです。



腰掛便座の高さ

整備基準 9-(2)-ア-(ウ)-b

- 腰掛便座の座面の高さは車いすの座面の高さとすること。
♥ 溫水洗浄便座が望ましい。

紙巻器

整備基準 9-(2)-ア-(カ)

- 紙巻器は便座から手の届く位置に設けること。

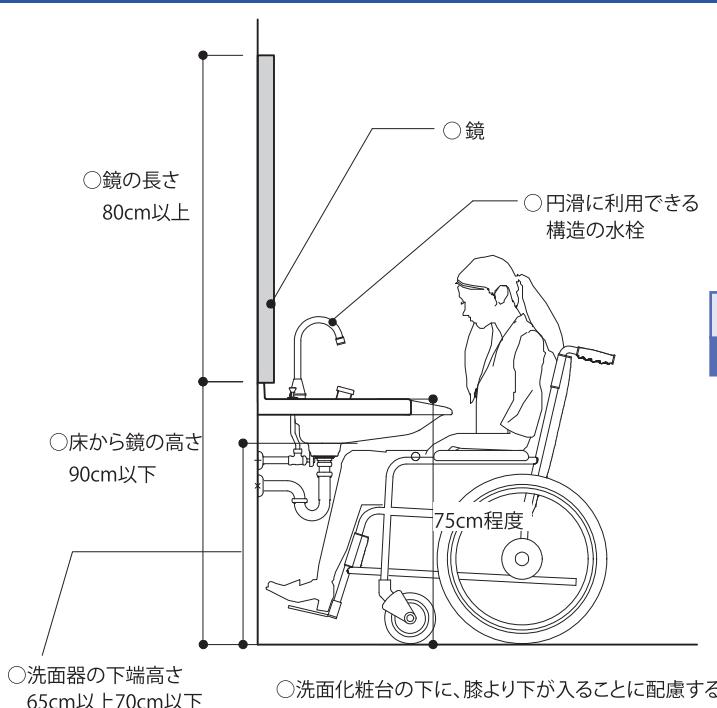
JIS 規格

♥ 各設備は、日本工業規格 (JIS S 0026 高齢者・障害者配慮 設計指針) のとおりとすることが望ましい。

- 紙巻器 (ペーパーホルダー) の真上に洗浄ボタンを配置
- 緊急呼出しボタンは、洗浄ボタンより便器から見て手前に配置
- 転倒時にも配慮し、床面に近い位置にも呼出しボタンを設置
- 操作部のボタンの色やボタンと周辺色とのコントラストに配慮する。

♥ 洗浄ボタンの形状は丸形 (○) とする。緊急呼出しボタンの形状は洗浄ボタンと区別しやすい形状 (四角形 (□) 又は三角形 (△)) とする。

図9-9 車いす使用者が円滑に利用できる洗面台の例



洗面器の水栓

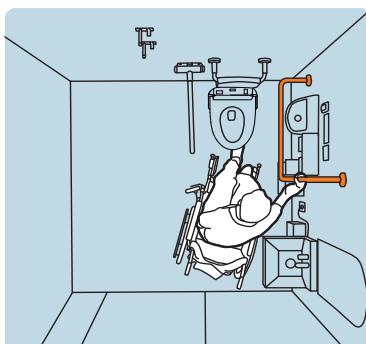
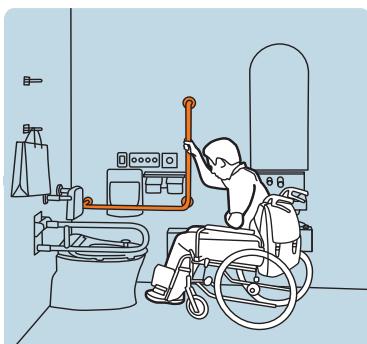
整備基準 9-(2)-ア-(オ)-a

- 洗面器の水栓は、弱い力でも簡単に操作できる形状とする必要がある。
(例) レバー式・光感知式等

車いす使用者の便器へのアプローチ

<出典>TOTO バリアフリーブック [パブリックトイレ編 2018年1月改訂版]

正面アプローチ(立位移乗の場合)

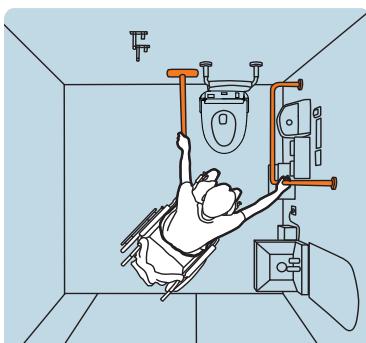
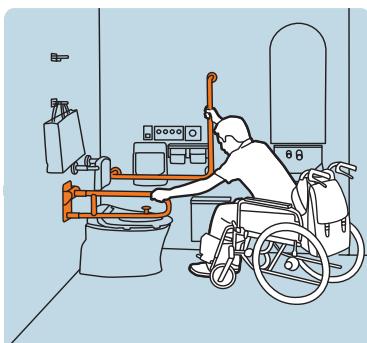


便器の正面に車いすをつけ、手すりを使って便器に移乗します。

POINT

便器の前方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保する。

斜め前方アプローチ(立位移乗の場合)

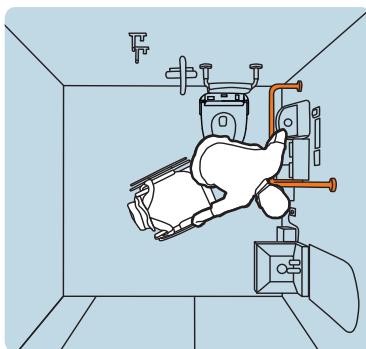


便器に対して斜め前方からアプローチし、手すりを使って立上り、便器に移乗します。

POINT

便器の前方と側方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保する。

直角アプローチ(座位移乗の場合)

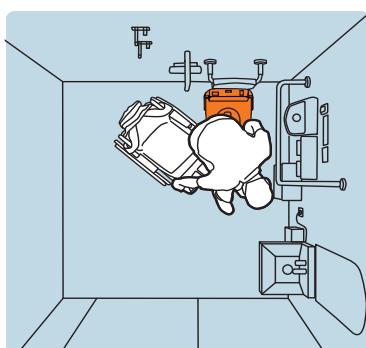


便器に対してほぼ直角にアプローチし、便器と車いすが接するように車いすをつけ、車いすや手すりを持って腰をスライドさせて車いすから便器に移乗します。

POINT

便器の側方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保する。
壁側手すりは前出の大きいものを選び移乗時に頭が壁と接触しないよう手すりと壁との空間を確保する。

側方アプローチ(座位移乗の場合)



便器の側方に便器と車いすが接するように車いすをつけ、車いすや手すりを持って(もしくは便座に手をついて)腰をスライドさせて車いすから便器に移乗します。

POINT

便器の側方に車いすがアプローチできる十分な空間を確保する。

トイレのマナー

トイレは、車いす使用者、オストメイト、乳幼児向けなど、様々な高齢者、障害者等が利用しやすいよう多様な機能が必要とされており、それらが1つのトイレに整備される場合もあります。

車いす使用者用のトイレや多機能のトイレは、誰が使用しても良いのですが、他のトイレを使えない人が優先的に利用できるよう配慮が必要です。「一般トイレを利用できる方は、多機能トイレを長時間使用することは控えましょう。」など、貼り紙等の掲示による啓発も有効です。

次に使用する人が気持ち良く使えるよう、きれいに使用することは基本ですが、次に使用する人が高齢者、障害者等でも利用しやすいよう以下に注意しましょう。

①折りたたみ式のベビーベッドや大きめのシートは元に戻しましょう。

車いす使用者が使いやすいよう空間を確保しておきましょう。

②腰掛便器の便座は元に戻しましょう。

便座をあげた場合は、手の不自由な方などのために元に戻しておきましょう。

③可動手すりを元に戻しましょう。

車いす使用者が使いやすいよう可動手すりをすぐ使用できる位置に戻しておきましょう。

④紙巻器

ペーパーが切れた場合は、手の不自由な方などのために補充しておきましょう。

⑤短時間利用

待っている人がいるかもしれません。なるべく短時間利用を心がけましょう。



大きめのシート使用時



使用後は元に戻す



収納時

(なお、便座や可動手すりも、すぐ使えるよう元の位置に戻します。)

多くの人が使いやすい施設にするために

様々な機能が盛り込まれた多機能トイレに、多くの人が利用するようになって、車いすを使用する方が待たされるようになったとの声があります。機能を分散させることや、他の便所を使用できる人に対し配慮を求める掲示も有効です。



2-2.オストメイト用便房に関する基準

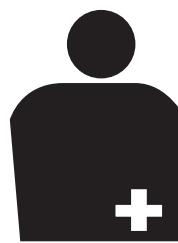
	指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
イ	便所内に、高齢者、障害者等が円滑に利用することができる次に掲げる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。	同左	9-10 9-11
	(7) 当該便房の出入口の戸又はその付近に、水洗器具を設けた便房である旨の表示を行うこと。	同左	9-10
	(1) 専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン、紙巻器、汚物入れ、棚及びフックを適切に設けること。	—	9-10 9-11

コラム

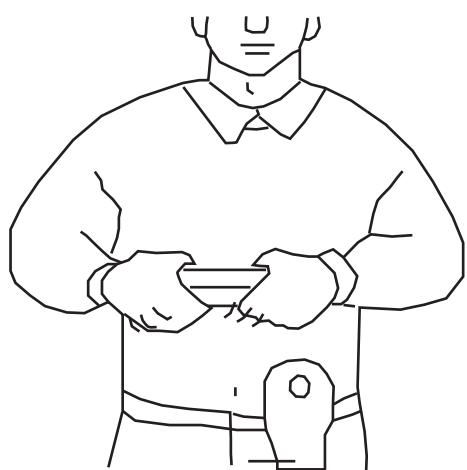
オストメイト

直腸がんや膀胱がんなどが原因で臓器に機能障害（内部障害のひとつ）を負い、手術によって、人工的に腹部へ人工肛門や人工膀胱の「排泄口（ギリシャ語でストーマ）」を造設した人を「オストメイト（ostomate）」と言います。国内には約20万～30万人のオストメイトがいると言われています。（社団法人日本オストミー協会）

オストメイトは括約筋が使えないため便意や尿意を感じたり、我慢することができないため、便や尿を溜めておくための袋＝「パウチ」を腹部に装着しています。オストメイトはパウチに溜まった排泄物を一定時間ごとに便器や汚物流しに捨てる必要があります。この時に、パウチや腹部を洗浄することがあります。

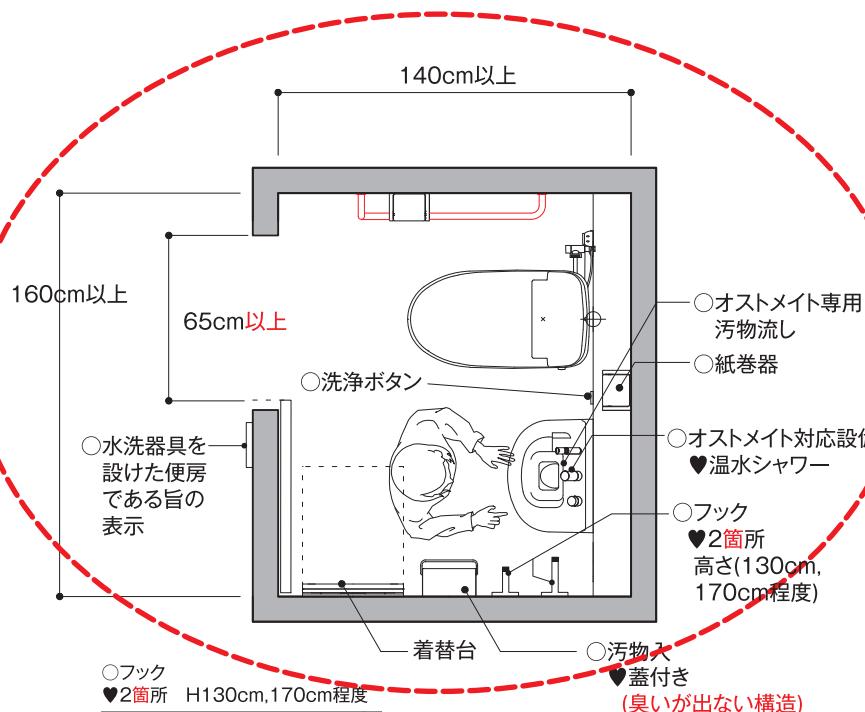


オストメイト用設備
／オストメイト
※2017年7月にJIS
の案内用図記号として
追加



パウチ設置例

図9-10 その他便房にオストメイト対応設備を設けた整備例



水洗器具

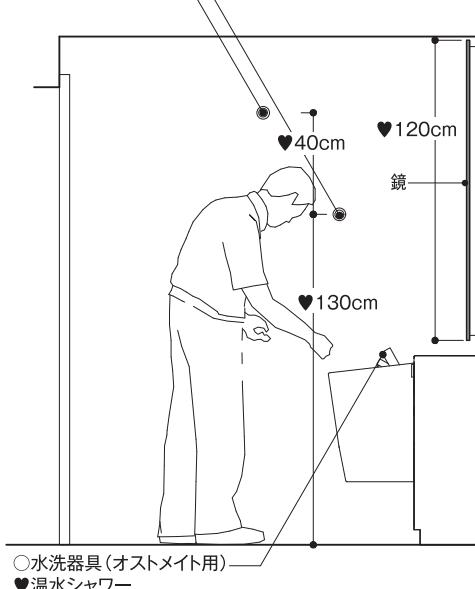
整備基準 9-(2)-イ

- 水洗器具とは、パウチ（排泄物をためておく袋）等を洗浄するための器具（専用の汚物流し、水栓、洗浄ボタン）のことをいう。
- ♥ オストメイト対応設備は、建築物の区分ごとに1以上設けることが望ましい。

紙巻器・汚物入れ

整備基準 9-(2)-イ-(1)

- 紙巻器（腹部等を拭くもの）を、専用の汚物流しの近くに1箇所設ける必要がある。
- 汚物入れとは、使用済みパウチを捨てるためのものである。
- ♥ 臭いの出ないように、蓋付きの構造とすることが望ましい。



棚とフック

整備基準 9-(2)-イ-(1)

- 棚は、汚物を流したり、パウチを付け替える際に専用小物を置くためのものである。
- フックは、汚物を流したり、パウチを付け替える際に、衣服等をかけるためのものである。
- ♥ フックは2箇所に設置し、設置する高さは、130cmと170cm程度にすることが望ましい。



温水シャワー

整備基準 9-(2)-イ

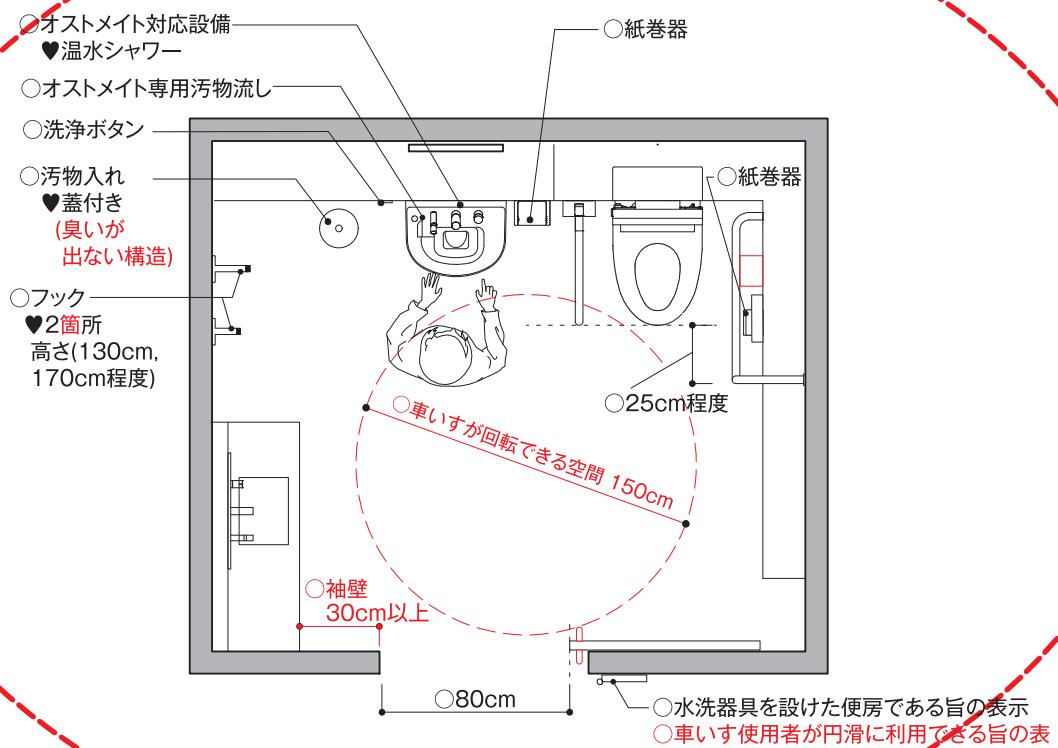
♥ オストメイト対応設備に、温水シャワーを設置することが望ましい。温水シャワーは、パウチから汚物が漏れた場合や付け替える際、汚れた衣服や排泄口（ストーマ）を洗うためのものである。

姿見鏡

♥ 全身を映すことができる姿見鏡を設けることが望ましい。鏡はパウチがきちんと装着しているか、確認するためのものである。

<出典>TOTO バリアフリーブック [バブリックトイレ編 2018年1月改訂版]

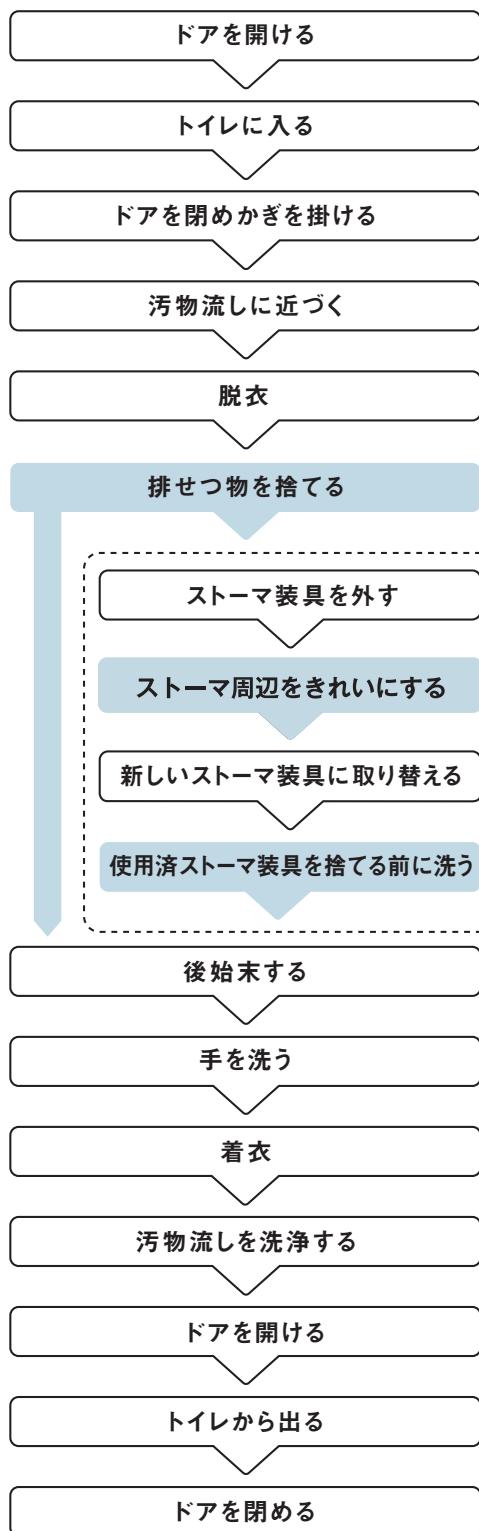
図9-11 車いす使用者用便房にオストメイト対応設備を設けた整備例



水洗器具の使用方法 オストメイト（人工肛門・人工ぼうこう保有者）

TOTO バリアフリーブック [パブリックトイレ編 2018年1月改訂版] を基に作成

1.汚物流し使用の場合



ストーマ装具（パウチ）にたまつた排せつ物を汚物流しに捨てる。

POINT

ストーマ装具（パウチ）内の排せつ物を捨てやすい大きさ・形状・高さの汚物流しが必要。



せっけんでストーマ周辺を洗浄し、シャワーで洗い流す。

POINT

ストーマ装具（パウチ）から汚物が漏れた場合や取り替える際、汚れた衣服や排せつ口（ストーマ）を洗うため、温水シャワーを設置することが望ましい。



（ストーマ装具（パウチ）を交換する場合）
使用済みのストーマ装具（パウチ）を捨てる前に洗う。

POINT

ストーマ装具（パウチ）を洗いやすい水栓が必要。

3.ベビーベッド・ベビーチェアに関する基準

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、次に掲げる便房を設けた便所をそれぞれ1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、当該便房の出入口の戸又はその付近には、その旨の表示をしなければならない。 ⇒「対象用途と対象規模」を参照（P.150）	同左	9-13
ア 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房	同左	9-13
イ 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便房	同左	9-13

(参考：関連条文）政令第14条、規則別表第1の2（9の項）、規則別表第5（9の項）

ベビーベッド・ベビーチェア

整備基準 9-(3)-ア、イ

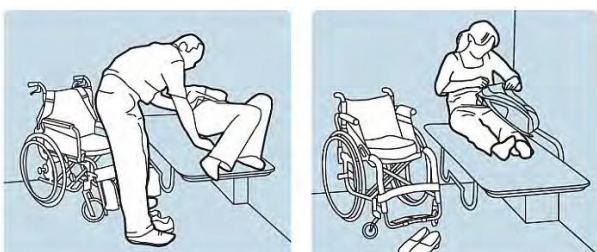
⇒「20 乳幼児連れ利用者に配慮した設備」を参照

コラム

大きめのシート

大きめのシートは、主に着替え、おむつ交換、排せつ（自己導尿等）を行う際に使用されます。車いす使用者（介助者が同伴している場合も含む）や高齢者、体の大きい子どもや大人でも利用することが可能なため、設置の要望が高い設備です。

横型タイプ（幅60cm以上×長さ125cm以上、高さ50cm程度、収納時30cm程度）や縦型タイプがあり、スペースやレイアウトに応じて選択できます。



横型タイプ 縦型タイプ
<出典>TOTO バリアフリーブック [バリアフリートイレ編 2018年1月改訂版]

車いす使用者用便房を複数設ける場合には、そのうち、1以上を大きめのシートを設けた便房とすることが望ましいです。

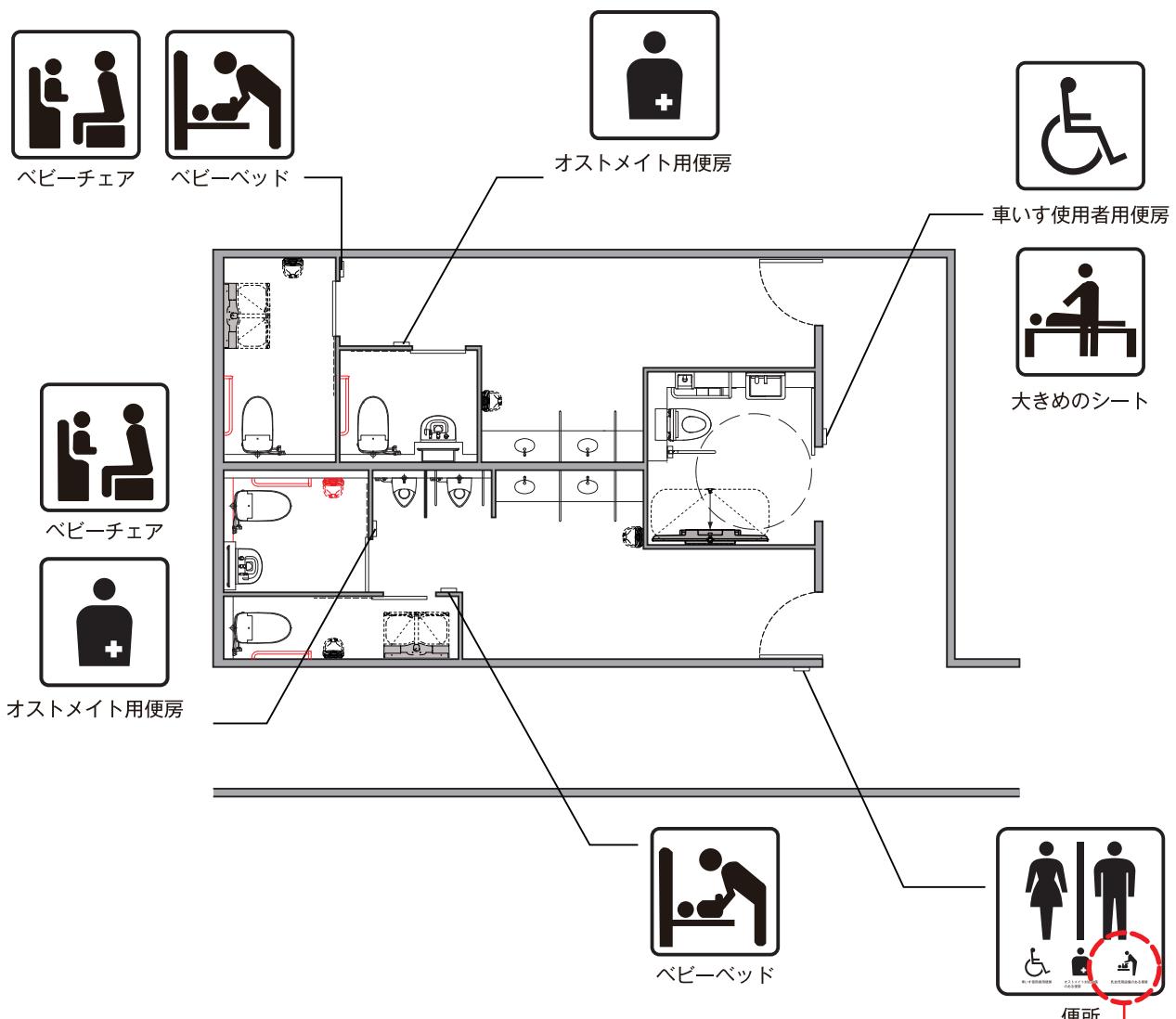
不特定かつ多数が利用する公共性の高い施設は、大きめのシートを設けた便房は男女が共用できる位置に配置し、その旨の表示を行うことが求められています。

車いす使用者の声

大人は車いすに座ったままのおむつ交換は難しいので、ベビーベッドだけでなく、大きめのシートも設置してほしいです。



図9-13 便所の標識の整備例



便房の戸又はその付近に表示

整備基準 9-(2)-ア-(ヶ)、9-(2)-イ-(ア)、9-(3)-ア、イ

新 JIS 規格を
基に変更

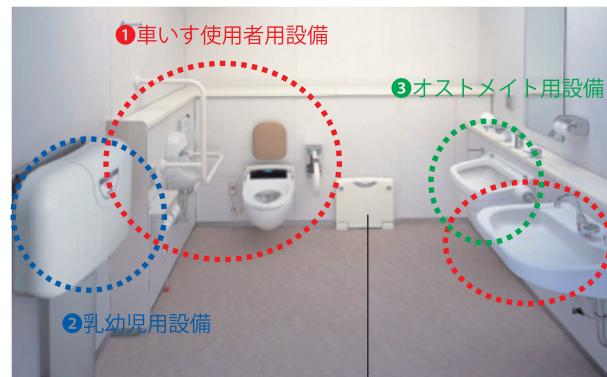
- 便房の戸又はその付近を見れば、その便房の中にバリアフリー対応の設備があるか否か判断できるよう、便房の戸又はその付近にバリアフリー対応設備がある旨を表示する必要がある。
- 引き戸の場合は戸に表示し、開き戸の場合は戸の付近に表示し、戸が空いている状態で表示が見えるよう留意する。
- 戸又はその付近に表示が必要な便房は、車いす使用者用便房(9-(2)-ア-(ヶ))、オストメイト対応設備のある便房(9-(2)-イ-(ア))、ベビーチェアのある便房(9-(3)-ア)、ベビーベッドのある便房(9-(3)-イ)である。

多機能トイレに利用者が集中している背景

1987年頃の車いす使用者用トイレ



2000年頃の多機能トイレ



※着替え台は、乳幼児のおむつ替えや
オストメイトの着替え等の際に便利な設備です。

1980年代は障害者の社会参加の必要性が叫ばれ、車いす使用者用トイレの設置が進みました。しかし、2000年代から車いす使用者だけでなく、高齢者やオストメイト、子ども連れ等の外出機会の増加に伴い、車いす使用者用トイレの中に様々な機能が追加されてきました。

バリアフリー化の取組として、駅や建築物などにおける車いす使用者用トイレの設置義務を背景に、近年、子ども連れなども利用できる、「多機能トイレ」が数多く設置されてきました。

一方で、車いす使用者などの障害者だけでなく、高齢者、子ども連れなどの利用が集中して、便房内に広い空間を必要とする車いす使用者が使いにくくなっているという指摘が多く寄せられています。

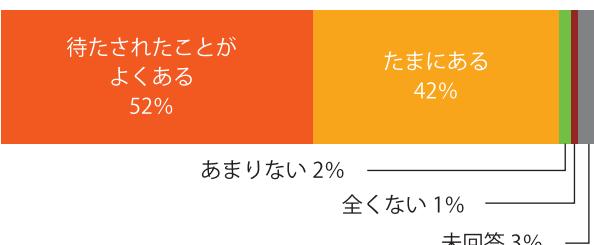
このような実態を踏まえると、多様な利用者の円滑な利用を促進するためには、利用者のマナー向上にとどまらず、「多機能トイレ」内のみにあった各種設備や機能を、その他のトイレにも分散して配置することが有効な方法です。

また、近年では知的障害者や発達障害者等への異性介助、高齢者同士の異性介助等により、男女共用の便房設備に対するニーズが高まっており、介助者等の実態に即したトイレの設計とすることも求められています。

(参考) 多機能トイレの利用実態調査

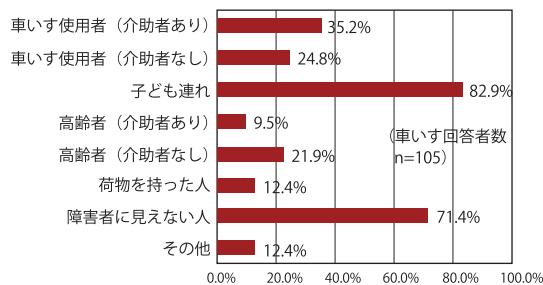
○車いす使用者のうち約94%の方が、多機能トイレで待たされた経験がある。

車いす使用者の方々で、多機能トイレで待たされた経験があるのは、「待たされたことがよくある(52.4%)」、「たまにある(41.9%)」で、合わせると94.3%となっている。



○多機能トイレで待たされた車いす使用者のうち約83%の方が子ども連れ、約71%の方が障害者に見えない人が多機能トイレから出てくることを経験している。

多機能トイレから出てきた方
(回答者数に対する割合)



出典:「多様な利用者に配慮したトイレの整備方策に関する調査研究報告書」(国土交通省)
(http://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosai_barrierfree_tk_000016.html)を基に作成

多機能トイレへの利用者集中を解消する整備例

多機能トイレの整備を否定するものではありませんが、特に利用者が多い場合は多様な利用者のニーズを複数のトイレで対応する設計を検討してください。

多機能トイレに設備が集中している様子

様々な利用者が集中し、車いす使用者が使いにくくなっている。

多機能トイレ



(配置イメージ図)

一般トイレ

- 多機能トイレ
- ・車いす使用者用設備
- ・オストメイト対応設備
- ・乳幼児用設備

整備例1 一般トイレに、多機能トイレにあった設備を配置し、多機能トイレの利用者の一部を分散

車いす使用者以外による多機能トイレの利用頻度が減り、車いす使用者が利用しやすくなる。



ベビーチェアやベビーベッドなどの乳幼児用設備を一般トイレ内に配置、便器の洋式化や手すりの設置など高齢者等への配慮を行っています。ベビーベッドを個室の外にも設けることで多くの人が利用できます。

(配置イメージ図)

一般トイレ

- ・乳幼児用設備
- ・高齢者などへの配慮

多機能トイレ

- ・車いす使用者用設備
- ・オストメイト対応設備

整備例2 一般トイレに広めのトイレを設け、一部の車いす使用者が使用できるトイレを増やす

多機能トイレ以外にも車いす使用者が利用できるトイレを増やすことにより、車いす使用者が利用しやすくなる。



車いすで利用可能な有効幅員や空間を確保し、手すり等を設けています。自力で腰掛便座に移乗が可能な車いす使用者は、一般トイレを利用できます。

(配置イメージ図)

一般トイレ

- ・広めのトイレ
- ・乳幼児用設備
- ・オストメイト対応設備

多機能トイレ

- ・車いす使用者用設備
- ・オストメイト対応設備

オストメイト対応設備の中には、腰掛便座の周辺に設置するタイプの製品があります。

低い位置に水栓設備があるため、パウチの洗浄だけでなく、導尿のための器具や、しごん等の洗浄など、車いす使用者なども使うことができます。



背もたれにつけるタイプ



ノズルが自由に動くタイプ

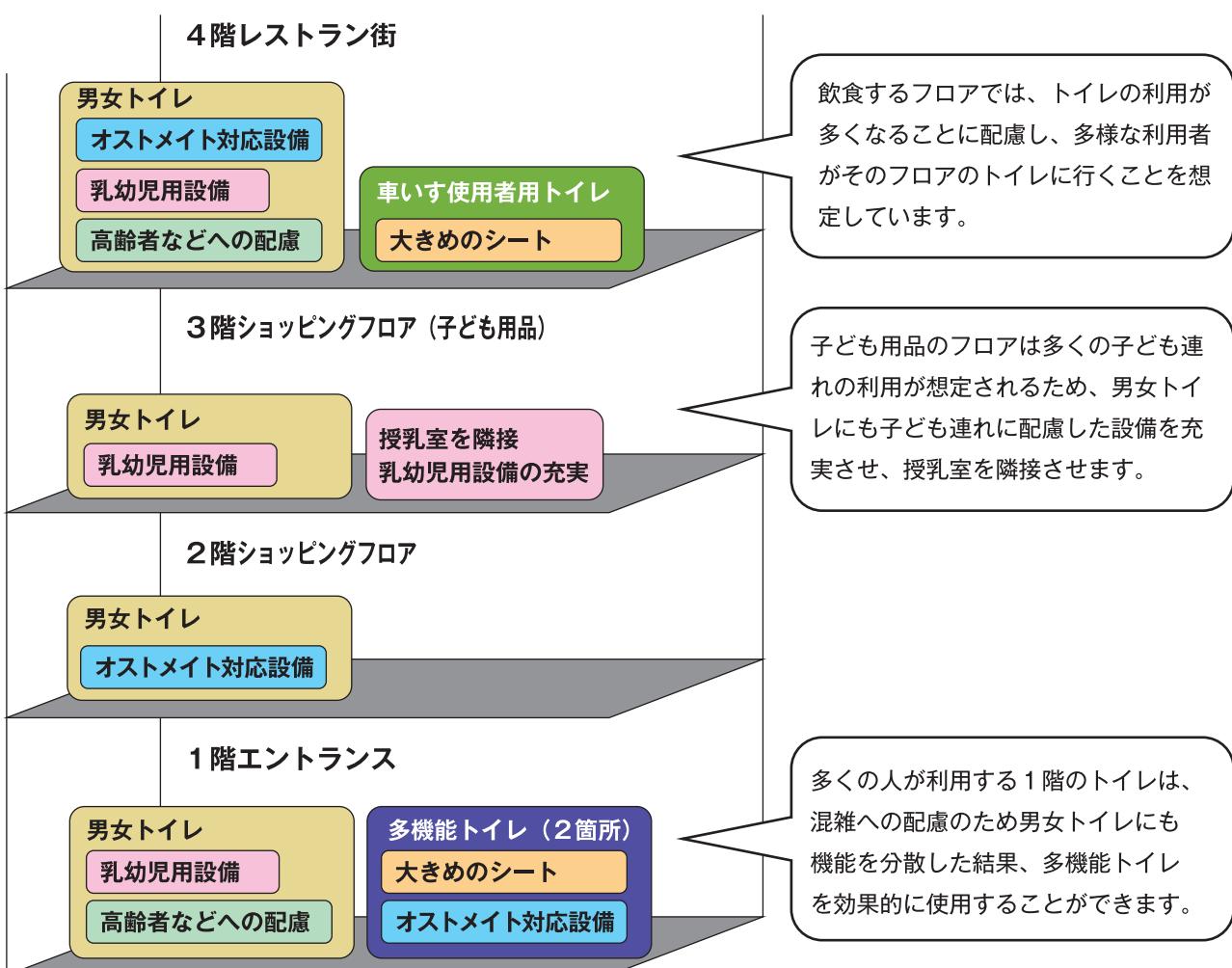
施設全体における機能分散 ① ～多機能トイレへの利用者集中を解消する考え方

多機能トイレへの利用者集中を解消する方法として、施設の全ての階に車いす使用者用トイレやオストメイト用トイレ、乳幼児用設備を備えたトイレをそれぞれ設置することが一番望ましいと言えますが、特に既存施設の改善においては、施設の構造等の制約からそのような対応が難しい場合もあります。

限られた状況下で、多機能トイレへの利用者集中を解消する方法として、施設全体での機能分散を図り、フロアごと、または同一階の別の場所に異なる機能を持つトイレを整備することも有効です。

また、フロアにおける主な利用者の特性に合わせた設備を、そのフロアのトイレに設置することも利用者集中を解消するのに効果的です。

図 商業施設における施設全体でのトイレ配置



大きめのシートや乳幼児用設備、オストメイト対応設備など別々の階に設け、施設全体で機能を分散しています。

また、子ども用品フロアのトイレは子ども連れに配慮した設備を充実する等、フロアの利用者特性に応じ、トイレの設備を計画しています。なお、この事例は商業施設の例としていますが、一度に多くの人が来訪する劇場や競技場等では機能分散に配慮したトイレ配置が必要です。

施設全体における機能分散 ② ～案内表示の重要性

施設全体での機能分散を行った場合に重要なのは、案内表示です。

高齢者や障害者、子ども連れが、どの設備がどこのトイレにあるのかあらかじめ認識することができ、かつ目的とするトイレに円滑にたどり着けることが求められます。主な出入口・エレベーター・各トイレの入口などに、施設全体でのトイレの配置状況を確認できる案内を表示し、また、これに加えてトイレの入口には、男女トイレにそれぞれどのような設備が配置されているか、多機能トイレ内にはどのような機能があるのか、利用者の立場でもわかりやすい詳細な情報を表示する必要があります。

トイレの奥に配置されることが多い広めのトイレは、その位置と機能（ベビーシートやベビーチェア等の乳幼児用設備や、オストメイト対応設備はあるかなど）をわかりやすく表示します。

また、トイレに入る前にどのような設備があるのかわかるように、トイレの戸やその付近にピクトグラムで表示するなど配慮が求められます。

さらに、多機能トイレの近くに、他のフロアの多機能トイレ等の情報を表示すると、行動選択の参考にもなります。

施設全体での表示：各フロアの構成とともに、どのよう→なトイレが配置されているか伝えています。



トイレ入口にある案内表示：
男女トイレ・多機能トイレ内の
設備も表示しています。



多機能トイレの出入口ドア表示：
内部に配置されている設備をピクトグラムで表示しています。



広めのトイレの表示：車いす使用者や
子ども連れで利用できる広めトイレで
あることがわかるよう、扉にピクトグラムで表示しています。

基本的な考え方

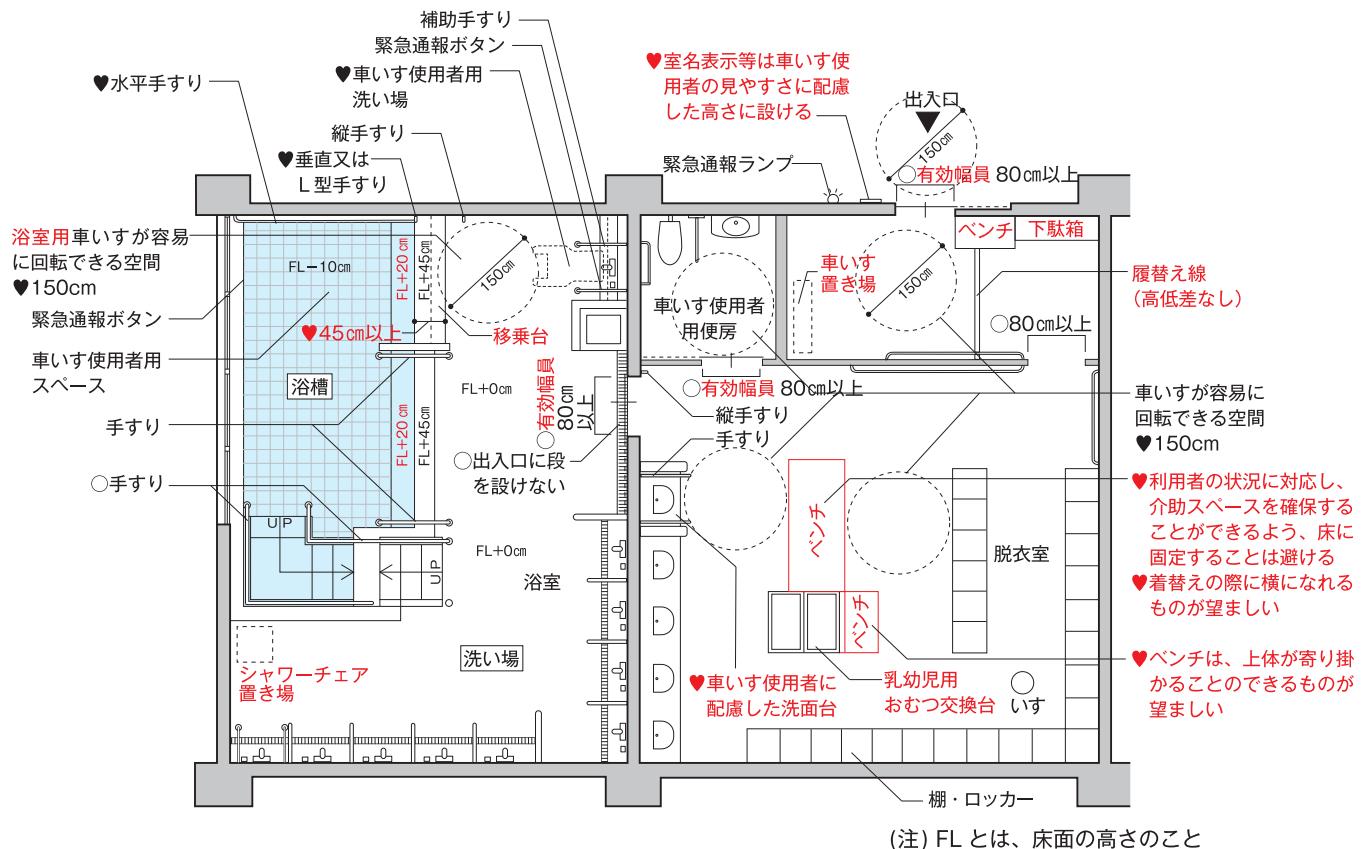
浴室、シャワー室、更衣室の構造・設備等は、障害の特性、程度などにより異なるため、建築物の目的・用途による柔軟な配慮が必要です。なお、施設の用途により**浴室用車いすやシャワーチェア**、浴槽への移乗台などの備品を用意し、貸し出すなどの配慮も必要です。



指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合には、当該浴室、シャワー室又は更衣室の床面は粗面とし、又は滑りにくい材料で仕上げなければならない。		同左	10-1
(2) (1)の浴室、シャワー室又は更衣室のうち1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）は、次に掲げるものでなければならない。		同左	10-1 10-2 10-3
ア 沐槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。		同左	
イ 車いす使用者が円滑に利用することができる十分な空間が確保されていること。		同左	
ウ 出入口は、次に掲げるものであること。 (7) 幅は、80センチメートル以上とすること。 (1) 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。		同左	
エ 高齢者、障害者等の通行の支障となるような段を設けないこと。		—	
オ 沐槽、シャワー及び水栓は、高齢者、障害者等が円滑に利用できるような構造とすること。		—	

（参考：関連条文）規則別表第1の2（10の項）、規則別表第5（10の項）

図10-1 車いす使用者が利用できる浴室の整備例



(注) FL とは、床面の高さのこと

滑りにくい仕上げ

整備基準 10-(1)

- ・水滴等により濡れた状態でも滑りにくい材料を選択することが必要である。また、転倒に対しても衝撃の少ない材料とするよう配慮する。

♥ 可能な限り排水勾配を緩やかにするのが望ましい。

出入口の構造

整備基準 10-(2)-ウ

- ・幅については実際の有効幅員をいい、引き戸は引き残しを、開き戸は扉の厚みを含めない寸法で計測する。
 - ・「容易に開閉して通過できる」とは、戸の前後に車いすの待機のために、水平なスペースを確保することである。有効寸法としては原則として、自動扉及び引き戸の場合は、150cm以上、開き戸の場合は建具幅+150cm以上が必要である。

♥ 出入口の室名表示、案内板等の配置・仕様は車いす使用者高齢者をはじめ、高齢者・障害者等が円滑に利用できるものとすることが望ましい。

⇒「14 案内設備」を参照

利用設備の適切な配置と構造

整備基準 10-(2)-ア、才

- ・シャワー、手すり等が適切に配置されていることが必要である。
 - ・洗い場、浴槽、シャワーブース及び更衣ブースの周囲には、手すりを設ける必要がある。
 - ・シャワー及び水栓は、レバー式等操作がしやすく、湯水の混合操作が容易なものとする必要がある。
 - ・障害の特性、程度などにより求められる設備等が異なるため、建築物の目的、用途による柔軟な配慮が必要である。

♥ 脱衣室・更衣室は車いす使用者が円滑に利用できるよう、十分な空間を確保することが望ましい。

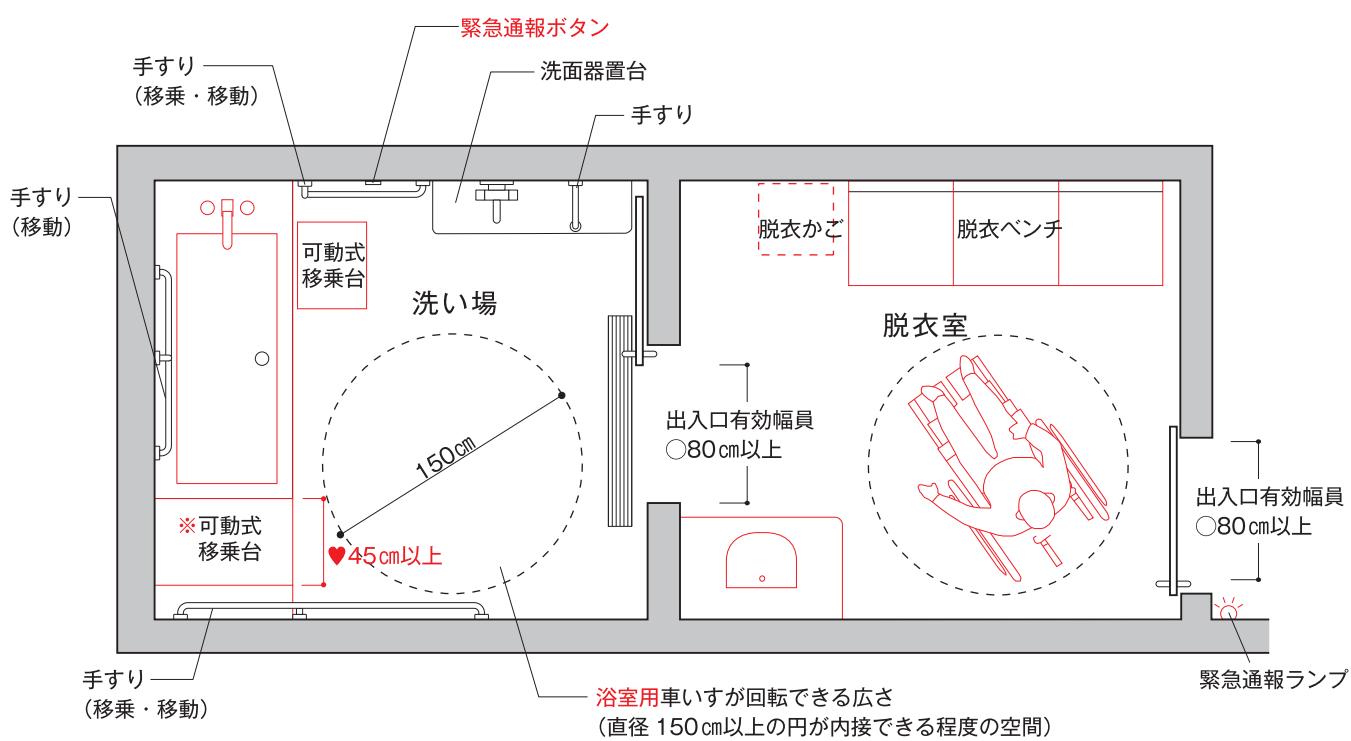
♥ 手すりは、洗い場等に対し、水平と垂直に設けること。洗い場と浴槽の移動に際しては、立ち上がる動作の補助として垂直に手すりを設けることが望ましい。

⇒洗面器については「9 便所」を参照

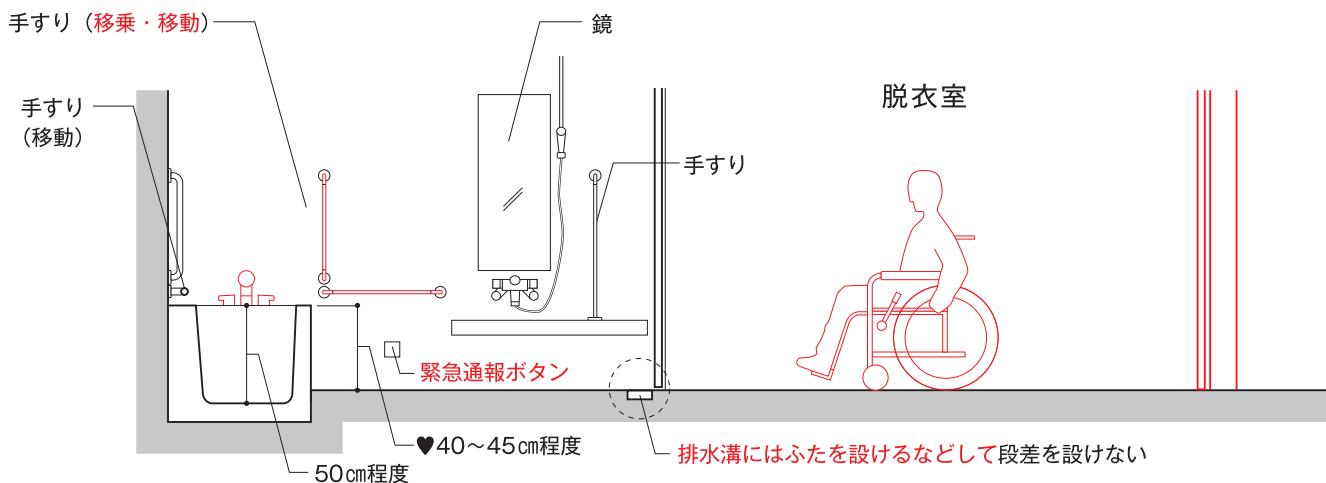
⇒棚については「11 ホテル又は旅館の客室」を参照

- 洗面器、棚、シャワー用のいすなどの附帯設備については、車いす使用者が利用しやすいように配置することが望ましい。
 - 洗い場に移乗するタイプのシャワーブースを設ける場合は、洗い場の高さは、車いすの座面の高さ（40～45cm）と同程度とし、**脱衣室**・更衣室の脱衣ベンチの高さも、同様とすることが望ましい。
 - 共同浴室は、必要に応じ浴槽内に階段を設ける工夫をするなどの配慮が望ましい。

図10-2 個別浴室の例（車いす使用者向け）



※移乗台を可動式にすることによって、移乗台を外して介助者が浴槽のわきに回り込むことが可能になります。
また、移乗台の下部に空間があると、立ち上がりの動作がしやすくなります。



円滑に利用できる構造

整備基準 10-(2)-イ

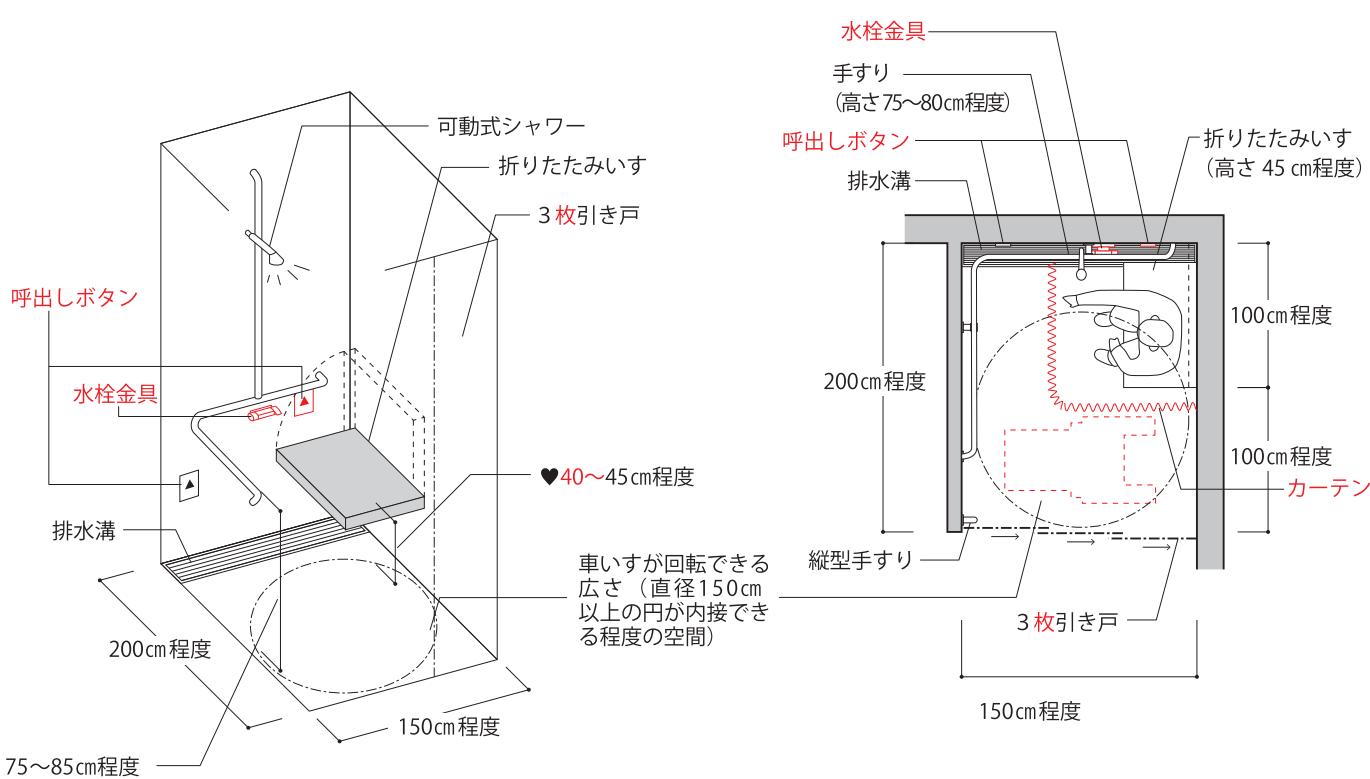
- 車いす使用者が円滑に利用できるよう、浴室内で車いすが回転できるスペースを確保すること。

浴槽の構造

整備基準 10-(2)-オ

個別浴室は、浴槽の両側に移乗のためのスペースを設け、浴槽の縁の高さは車いすの座面の高さ（40~45cm）と同程度とすることが望ましい。

図10-3 シャワー室の例



コラム

入浴を補助する福祉用具

設計上の配慮にとどまらず、福祉用具を活用することで、より使いやすい浴室・シャワー室を設けることができます。また、福祉用具の利用を前提とする場合は、福祉用具を利用しやすい設計や運用上の配慮を行うことが望ましいです。

浴室用車いす



車いすのまま、浴室に入ることができます。介助用や自走用、リクライニングが可能なタイプ等があります。

シャワーチェア



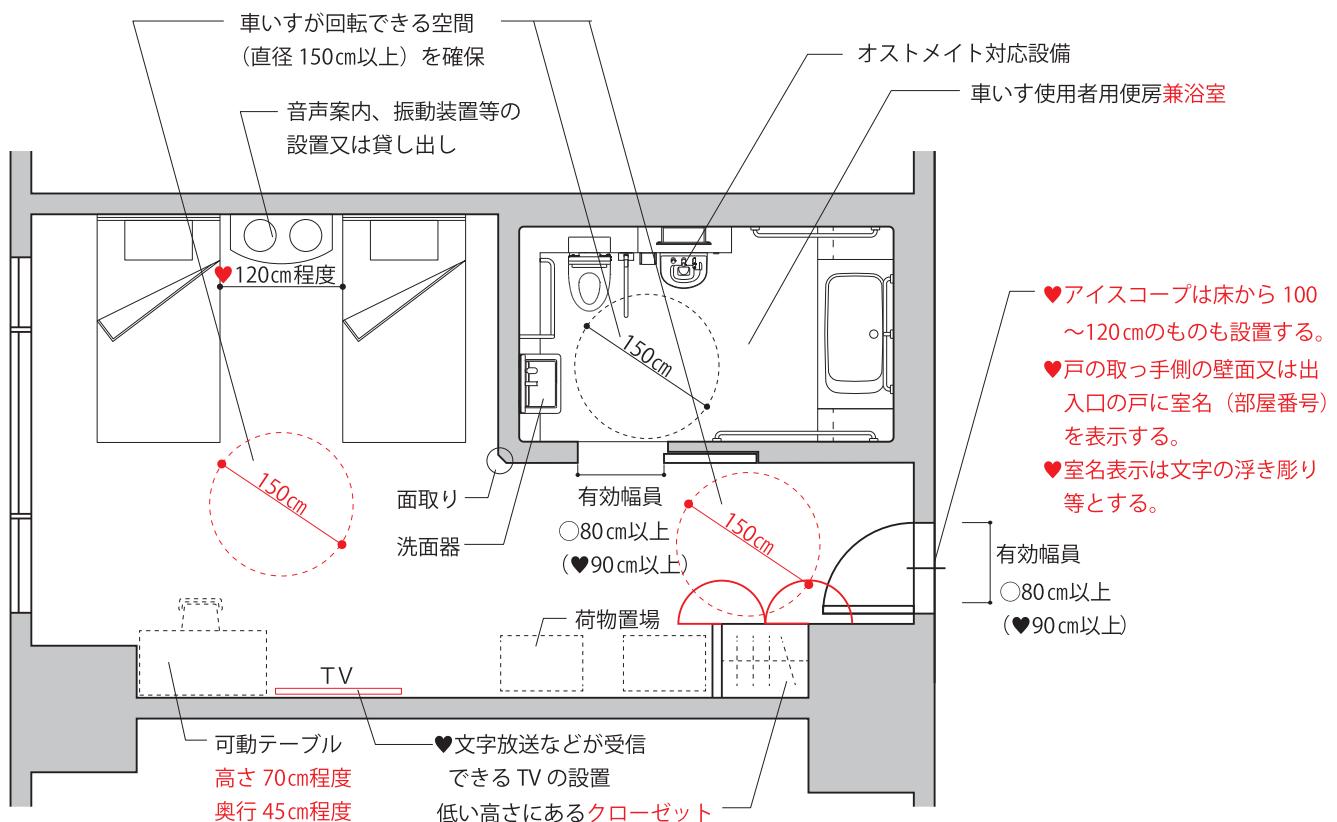
体を洗う際に座位を安定させるために使用します。浴室用車いす同様、様々な種類があります。

基本的な考え方

客室は、短期的な居住空間であることを踏まえ、車いす使用者、視覚障害者、聴覚障害者等に配慮した客室・寝室を設けるとともに、それ以外の客室についても、障害者、高齢者等の利用に配慮することが望ましいです。客室の床は滑りにくく、かつ車いすの操作がしやすい材料で仕上げ、室内の造作物や備品類、コンセント・スイッチ類などについても細やかな配慮が必要です。

指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
(1) 客室のうち1以上（客室の総数が100を超える場合は、2以上）は、車いす使用者用客室を設けなければならない。		客室の総数が50以上の場合は、1以上（客室の総数が100を超える場合は、2以上）車いす使用者用客室を設けなければならない。	11-1
(2) 車いす使用者用客室は、次に掲げるものでなければならない。		同左	
ア 便所は、次に掲げるものであること。		同左。 ただし、当該客室が設けられている階に不特定かつ多数の者が利用する便所（車いす使用者用便房が設けられたものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。	11-1 11-2
(7) 車いす使用者用便房を設けること。		同左	
(1) 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は、次に掲げるものであること。		同左	
a 幅は、80センチメートル以上とすること。		同左	
b 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造 その他の車いす使用者が容易に開閉して通過 できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと。		同左	
(ウ) 水洗器具を備えた便房を設けること。		—	

図11-1 ツインルームの例



車いす使用者用客室の設置数

整備基準 11-(1)

- ・ ホテル又は旅館において、全客室数が100以下の場合は1以上、101以上の場合は2以上の車いす使用者用客室の設置を規定したものである。
 - 車いす使用者用客室は、移動の困難さを考慮してエレベーターに近接した位置が望ましい。
 - 客室が200を超える場合は1パーセント以上車いす使用者用客室を設けることが望ましい

客室の出入口

整備基準 4-(1)、4-(3)、4-(4)

♥ 高齢者や視覚障害者等に配慮し、解錠・施錠が音等で分かる工夫をすることが望ましい。

⇒「4 出入口」を参照

- ・障害者の集まるイベントでホテルを利用する場合もあるので、できるだけ多くの部屋を車いす使用者用客室にしてほしいです。
 - ・車いす使用者用客室のベッドのうち1つは介護用ベッドを用意してもらえると助かります。
 - ・車いす使用者用客室の浴室は、**介助者も想定されるため十分なスペースを設けてください**。安全に入浴できます。

客室及び便房の出入口の有効幅員

整備基準 11-(2)-ア-(イ)-a

♥ 有効幅員は、車いす使用者が出入口を通過しやすい幅である
90cm以上とすることが望ましい。

便屋の戸

整備基準 11-(2)-ア-(1)-b

♥ 聴覚障害者の利用に配慮し、ドアノックを感じし、発光するドアノックセンサーや屋内信号装置等を設置することが望ましい。

車いす使用者が回転できる空間

整備基準 11-(2)-ウ

- 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間とは、室内で車いす使用者が回転できるスペース（原則として150cm以上の円）を設けることが基本である。



指定施設整備基準		建築物移動等円滑化基準	図
イ	浴室又はシャワー室は、次に掲げるものであること。	同左 ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等（次に掲げるものに限る。）が1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設けられている場合は、この限りでない。	11-1 11-2
(7)	車いす使用者が円滑に利用することができる浴槽、シャワー、手すり等が適切に配置されていること。	同左	
(1)	車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な空間が確保されていること。	同左	
(ウ)	出入口は、ア(1)に掲げるものであること。	同左	
(I)	車いす使用者が浴槽へ移乗するための空間を設けること。	—	
(オ)	水栓は、容易に温度調節のできるものとすること。	—	
ウ	車いす使用者が円滑に移動し、回転できるよう十分な空間を確保すること。	同左	11-1 11-2
エ	ベッドは、次に掲げるものであること。	同左	11-3
(7)	ベッドの高さは、車いすの座面の高さと同程度とすること。	同左	
(1)	ベッドは車いすのフットサポートが下部に入る高さとすること。	—	
オ	高さ120センチメートル、奥行き60センチメートル程度の収納棚及び高さ120センチメートル程度のハンガー掛けを設けること。	—	11-5
カ	コンセント、スイッチ等は床面から40センチメートル以上110センチメートル以下の高さに設け、操作が容易であるものとすること。	—	11-4
キ	スイッチは、ベッド周りの手の届く範囲に設けること。	—	

(参考：関連条文）政令第15条、規則別表第1の2（11の項）、規則別表第5（11の項）

図11-2 シングルルームの例

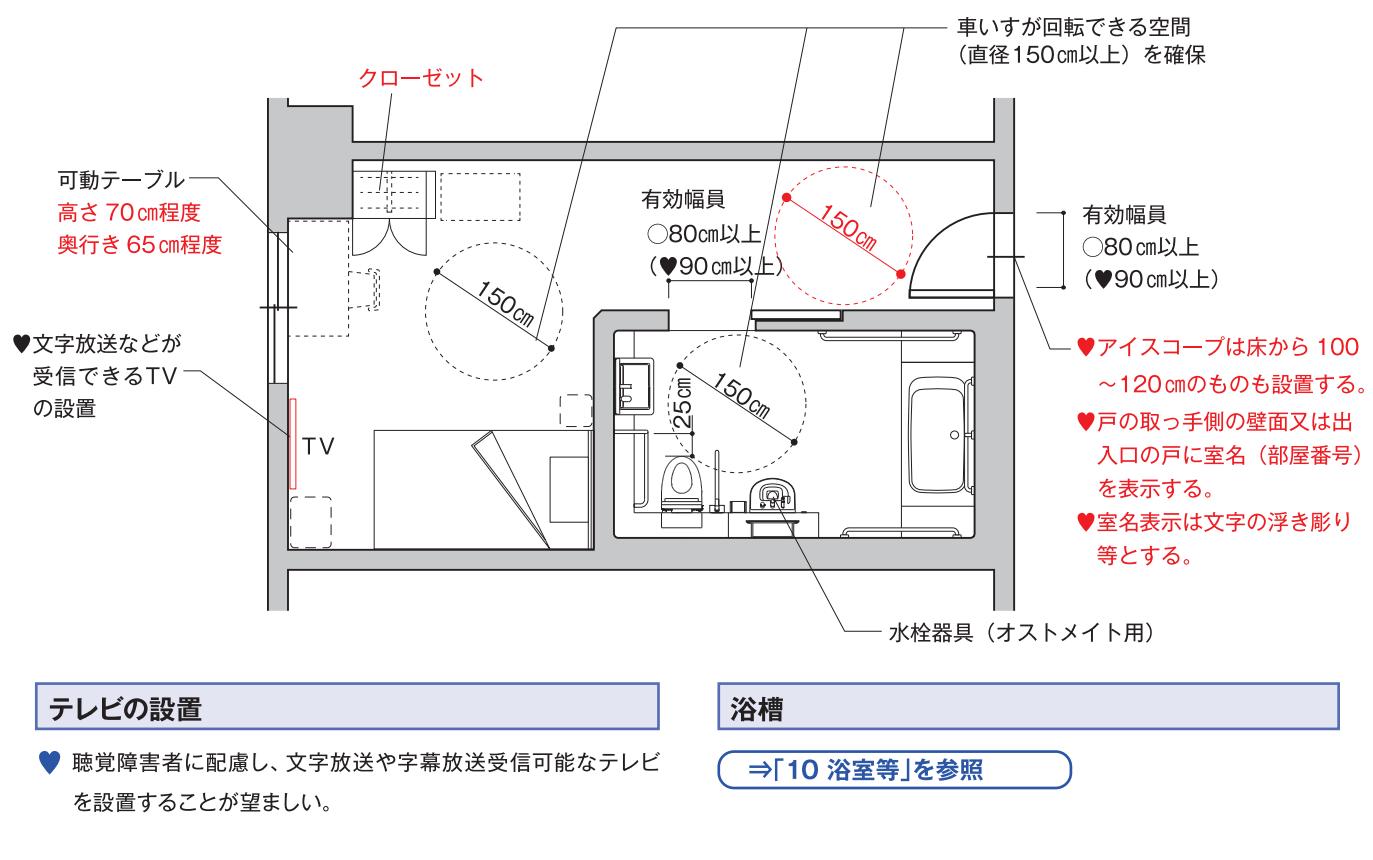
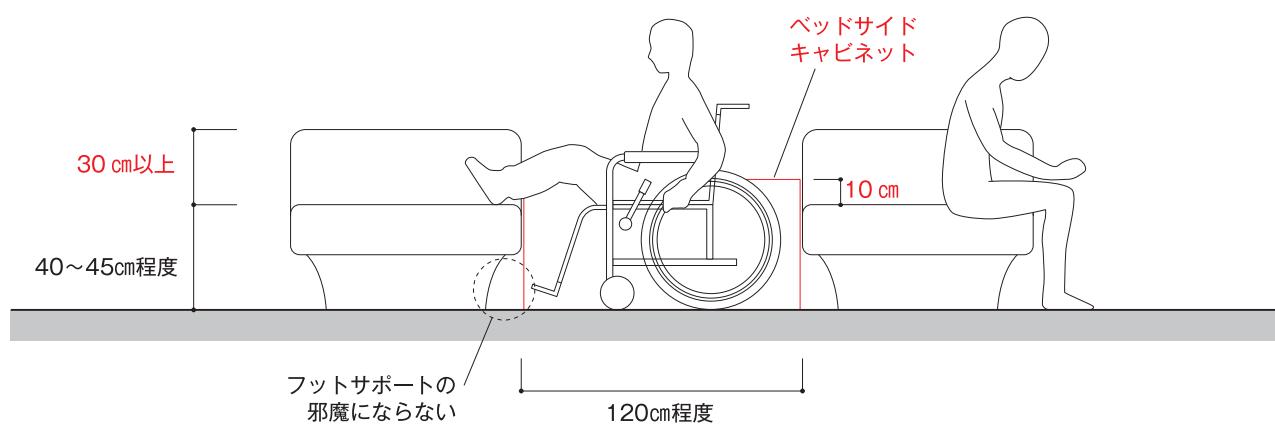


図11-3 ベッドの高さ、間隔の整備例



ベッドの高さ

整備基準 11-(2)-エ-(7)

- 車いすの座面の高さに合わせ、原則として、40~45cm程度とする。
- ヘッドボードの高さは、マットレス上面より30cm以上とし、形状はベッド上で寄り掛かりやすいものとする。
- 客室には介助者用のベッドを必要に応じて確保する。
- 車いす使用者に配慮し、客室内のレイアウト変更が可能となるよう、ベッドを床に固定することは避ける。

図11-4 スイッチ、コンセントの高さの整備例

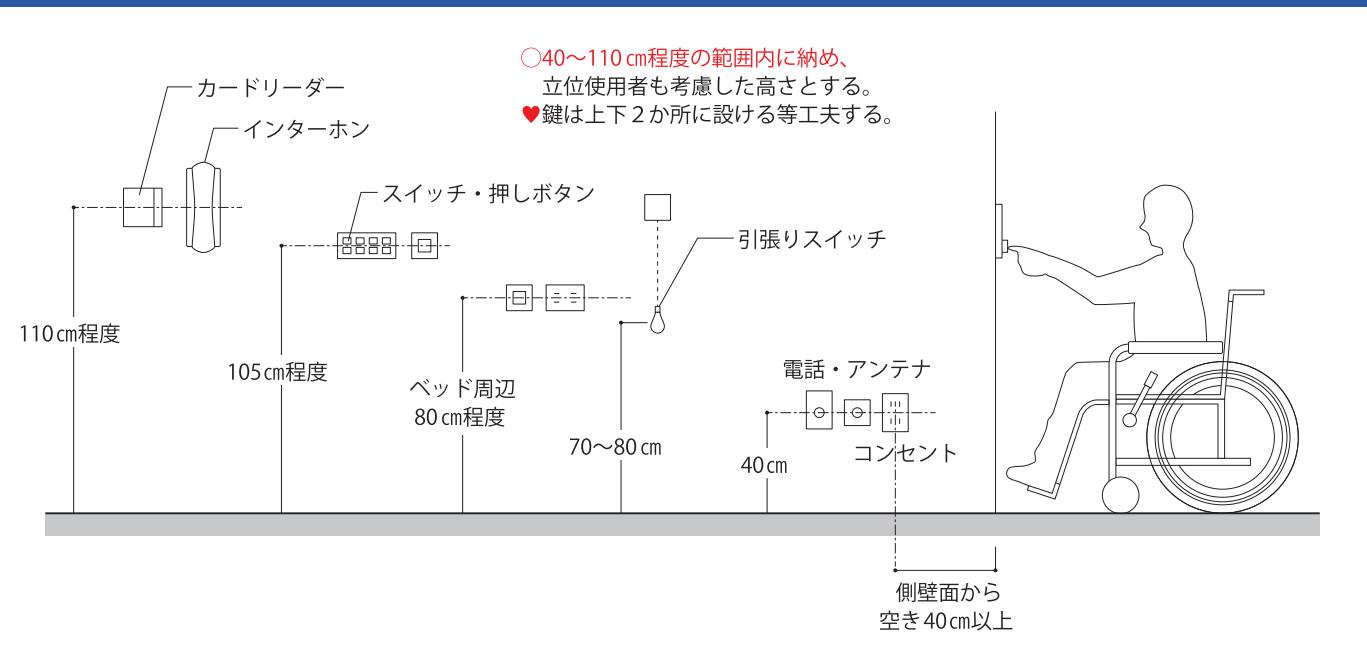
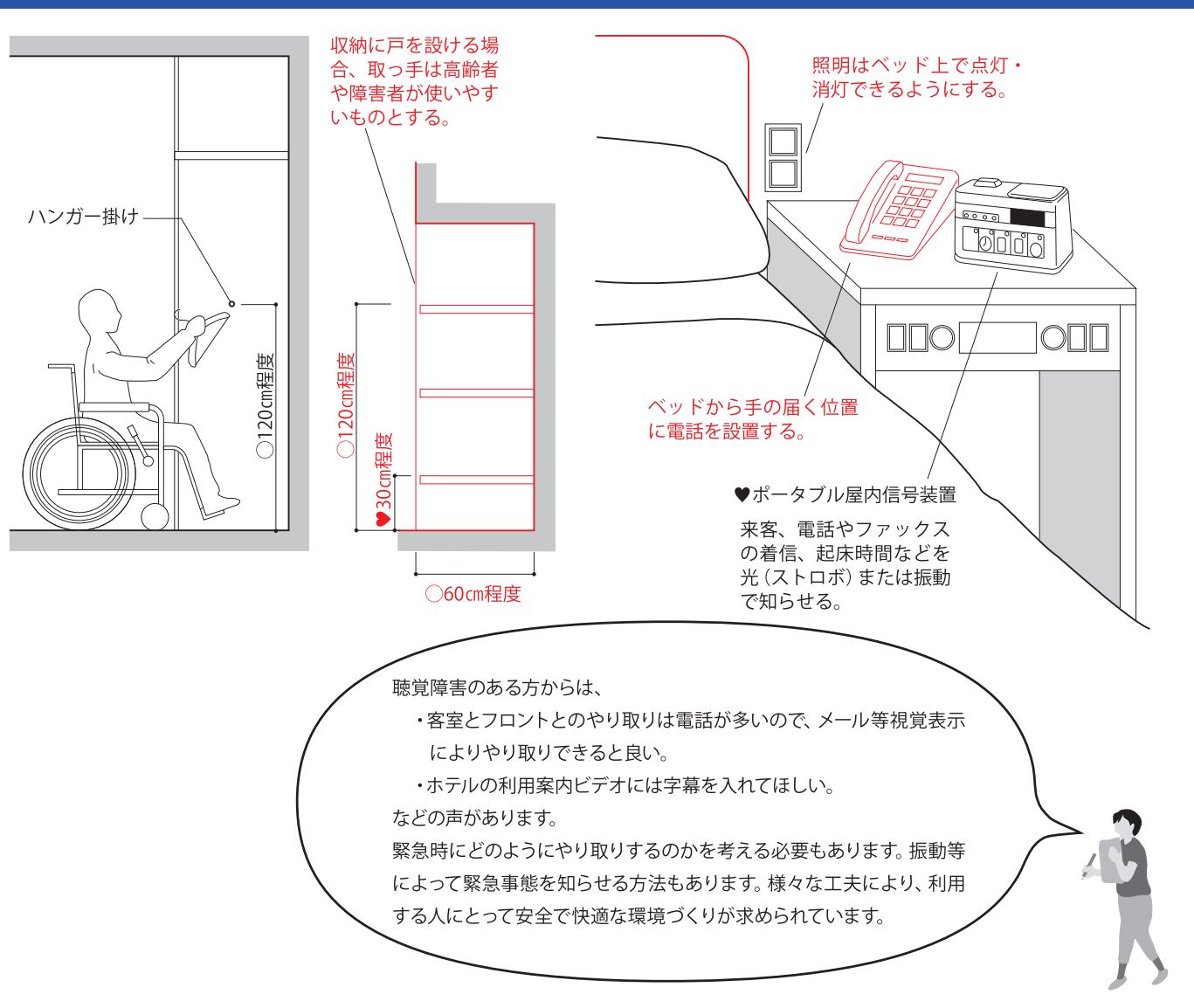


図11-5 クローゼット、屋内信号装置の整備例



ホテル又は旅館の一般客室のバリアフリー化の促進

高齢者、障害者等が他の利用者と同様に外出・旅行等の機会を享受するための環境の整備は求められています。また、今後、国内外から多くの旅行客が宿泊施設を利用する事が見込まれるため、バリアフリー法や福祉のまちづくり条例に義務付けられた車いす使用者用客室を設けるとともに、一般客室においても高齢者や車いす使用者等が円滑に利用できるよう配慮することが望まれます。

一般客室について、新築の段階からバリアフリー対応の計画とすることが望ましいことはもちろん、既存の客室についてもできる限りバリアフリー化の改修を進めていくことが求められます。

一般客室におけるバリアフリーの課題と対応の工夫

- ユニットバスの出入口の幅及び内部スペースが狭く、車いすが進入・回転できない → 出入口の幅を広げ、引き戸として内部スペースを確保することで、車いすの進入・回転を可能にする
- ユニットバスの出入口に段差があり、車いすが進入できない → スロープを設けることにより、段差を解消し、車いすでも進入可能にする
- 客室の出入口の幅及び客室内の通路幅が狭く、車いすが進入・回転できない → 出入口の幅を80cm以上とし、また客室内においてスペースを設けることにより、車いすの回転を可能にする

その他にも、車いすが動かしやすいレイアウトの配慮も含め、限られた空間で必要なスペースを確保する工夫を行うことが重要です。

仲間と旅行に行くとき、車いす使用者用客室の数に限りがあり、同じ施設で全員が宿泊できないことがあります。車いすで客室に入ることができ、また、部屋の中に車いすで転回できるスペースがあることで、一般客室でも宿泊できる車いす使用者もいます。

車いす使用者の声



一般客室の2室を1室に統合して改修する工夫

客室内に車いすの回転スペース等を確保し、また車いす使用者用便所・浴室を設けるためには、一定の客室の広さが必要ですが、1室ではその面積が不足する場合は、一般客室の2室を1室に統合することで部屋の間取りを変更し、段差の解消、客室内の空間の確保する方法もあります。

ソフト対応の充実

施設の改善・改修による対応に加えて、情報提供やサービス等のソフト対応（人的対応）の充実を図ることも重要です。建築物のハードの対応とあわせて、ソフト対応の両面を考慮しつつ設計を行うことが求められます。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるよう配慮した一般客室の整備とあわせて、ソフトの対応も含めバリアフリーのための様々な配慮を行うことは、施設運営者にとって今後の利用者拡大につながります。

視覚障害者の声

鍵の使い方や部屋の間取り、スイッチ、リモコン等の位置等について、従業員の方から、実際に手で触れながら説明してもらえると、とても助かります。また、緊急時の情報伝達方法や避難方法についても、説明してもらえると安心して宿泊できます。



一般客室のバリアフリー改修事例



車いす使用者や高齢者等の利用に配慮し、既存の一般客室のバリアフリー化を行った市内のホテルの事例です。

一見すると、一般客室と大きく変わりませんが、様々なバリアフリーの配慮がなされています。

●客室出入口の内側に車いすが回転できるスペースを確保



出入口内側にあったクローゼットの奥行きを50cm程度下げることで、車いすが回転できる広いスペースを確保しています。

客室の出入口がもともと80cmであることに加え、奥行きも確保されたことでさらに使いやすくなりました。

●バスルームの出入口を引き戸とし、段差を解消



客室から洗面所への出入口を開き戸から引き戸に変え、さらに洗面所とバスルームの間にあったドアを外して段差を解消しました。この結果、室内からバスルームにスムーズに進入することができるようになります。

●洗面台を使いややすく改修

洗面台の下部は、車いす使用者の膝が入る構造になっています。また、水栓がレバー式で、かつ蛇口が手前に長いものに変えています。



●入浴への配慮

浴室への手すりの設置とともに、バスタブへ入るのに便利な回転座面付きの手すり、シャワーチェア、滑り止めマットなどの福祉用具の貸し出しも行っています。



●ツインルームのトリプル化を可能にする工夫

介助者が同行する場合などに、3人でも同じ部屋に泊まれるようにツインルームのベッドの下にもう1台のベッドを収納しています。いわゆるエキストラベッドのような簡易なベッドではなく、引き出して組み立てると他の2台と全く同じ仕様のベッドになります。

こころのバリアフリーを 進めるために

「こころのバリアフリー」(横濱ジェントルタウン俱楽部)より

建物や公共空間のバリアフリーは、誰もが暮らしやすいまちをつくるために必要なことですが、そこで暮らす人々がお互いに思いやりをもたなければ、せっかくの空間も生きてきません。

困っている人をみかけたら… まずは、声をかけましょう。

- ・気軽に声をかけましょう。
- ・何に困っているかを聞きましょう。
- ・お手伝いの仕方を聞きましょう。

相手の気持ちになって 声をかけます。

- ・介助者でなく、本人に話をしましょう。
- ・話をよく聞いて、本人の意志を尊重しましょう。

車いすを使っている人と話すときは…

- ・車いす使用者などの場合は、同じ目線になる気持ちで少し腰を落として離しましょう。
- ・子ども扱いしないでください。



視覚障害のある人と話すときは…

- ・うなづきや表情では伝わりません。声を出して返事をしましょう。
- ・「あっち」「こっち」などの指示語ではなく、なるべく具体的な言葉で伝えましょう。
- ・まわりの様子などもたくさん伝えましょう。
- ・だれに声をかけているのかわからないので、肩や腕の一部に触れて話しかけましょう。



聴覚障害のある人と話すときは…

口話 (こうわ)

- ・口の形で読み取るので、相手に向かって「ゆっくり」「はっきり」話します。

筆談

- ・紙に文字を書いて伝えます。
- ・文章は短く、簡単に。

空書 (くうしょ)

- ・空中に指で文字を書きます。

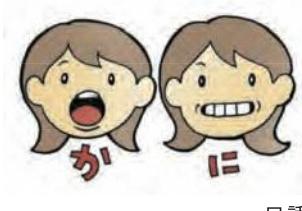
手話

- ・手を使い、身ぶりや表情をまじえながら会話をします。



言葉の不自由な人と話すときは…

- ・ゆっくり相手の話を聞きます。
- ・聞き取れない部分は、その都度聞きましょう。
- ・分かったふりをしないでください。
- ・最後まで聞きましょう。
- ・聞き終わったら、聞き違いをしていないか確認しましょう。
- ・筆談や文字盤を使いながらの会話も有効です。



コミュニケーションボード※

※コミュニケーション支援絵記号原則 [JIST0103]

知的障害や発達障害のある人と話すときは…

- ・具体的にゆっくりと、伝わっているかどうか確かめながら話してください。
- ・実物を示しながら聞いてみてください。
- ・ことばではなく、絵や字で伝えたほうがうまくいくこともあります (コミュニケーションボードなど)。

基本的な考え方

高齢者、障害者等が利用しやすい客席（車いす使用者用客席の確保等）、舞台の構造、設備（客席や袖から舞台に上がることができる経路の確保等）に配慮する必要があります。

また、車いす使用者等をはじめとする様々な利用者に対し、視野の確保が重要になります。映画館や競技場等、建物の用途・利用実態に応じて、客席空間の勾配・客席の配置を検討することが求められています。

その他、多様な利用者を想定し、区画された観覧室等の設置や乳幼児連れ利用者用にベビーカー置き場を設けるなどの配慮も必要です。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する客席を設ける場合は、次に掲げるものでなければならない。	—	
ア 車いす使用者用の客席を、観覧しやすく、かつ、出入口から容易に到達できる位置に2以上設けること。	—	12-1
イ 出入口から車いす使用者用の客席に至る経路には、段を設けないこと。ただし、5の項(2)又は7の項(2)に定める構造の傾斜路又はエレベーターその他の昇降機を併設した場合は、この限りでない。	—	12-1
ウ 車いす使用者用の客席は、1席当たり幅90センチメートル以上、奥行き150センチメートル以上すること。	—	12-2
(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する舞台を設ける場合は、高齢者、障害者等が支障なく客席及び袖口から舞台に上がることができるような経路を確保しなければならない。	—	12-3

(参考：関連条文) 規則別表第5 (12の項)

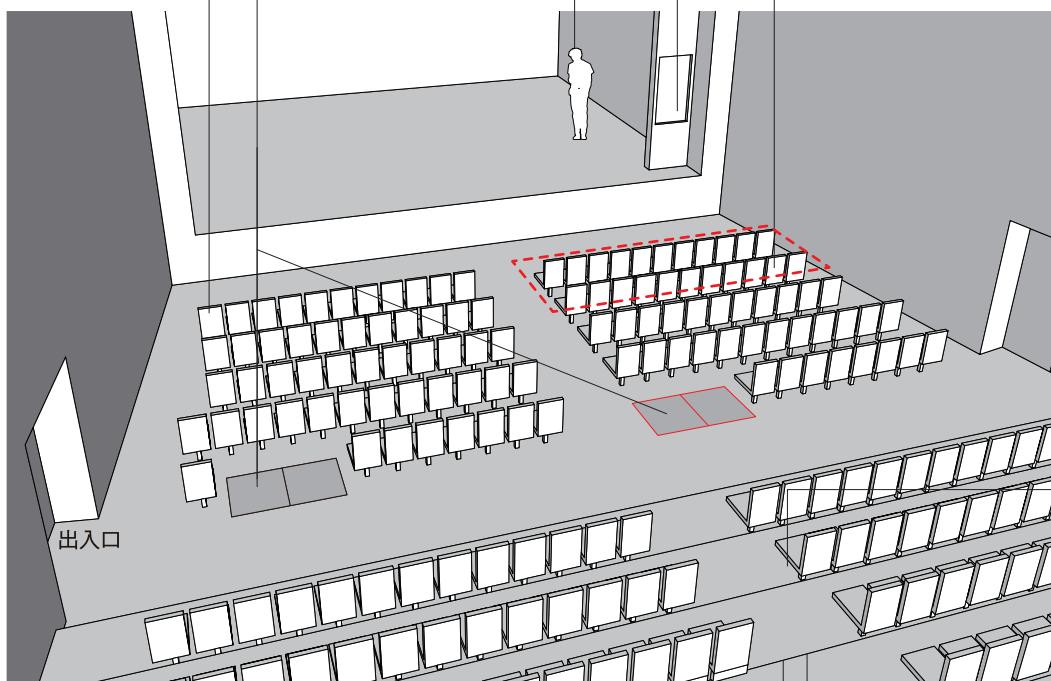
図12-1 客席の整備例

♥客席の座席番号、行、列等の表示は、わかりやすく読みやすいように配慮する。

○車いす使用者用客席(幅90cm以上・奥行き150cm以上)を2席以上設ける。

♥自由に選択できるよう、車いす使用者用客席を複数箇所設けることが望ましい。

♥集団補聴設備を有する区画があることが望ましい。



♥段差について、必要な箇所には転倒・転落防止のための手すりを設けることが望ましい。

♥通路の段差は同一寸法による構成とし、十分な寸法の踊り場を確保する。また、段鼻と踏面やけあげを識別しやすい明度とすることが望ましい。

車いす使用者用客席の数

整備基準 12-(1)-ア

♥ 総客席数が200を超える場合には、車いす使用者用客席を1パーセント以上設ける。

舞台周辺のスペース

♥ 舞台周辺のスペースには次に掲げる設備を備えることが望ましい。
(ア)発光ダイオード及び液晶等の電光掲示板等の文字情報を表示するための設備
(イ)手話通訳者の動作が容易にわかるような照明設備や適切なコントラストの背景幕及び要約筆記者の作業スペースやパソコンと液晶プロジェクター等の設備
♥ 手話通訳者・電光掲示板への視線の確保に配慮し、聴覚障害者の座席の位置を決めることが望ましい

車いす使用者の声

客席の端に車いす使用者用のスペースが設けられることが多いので、客席の中央にも設け、複数の席から自由に選択できるようになると、ありがたいです。

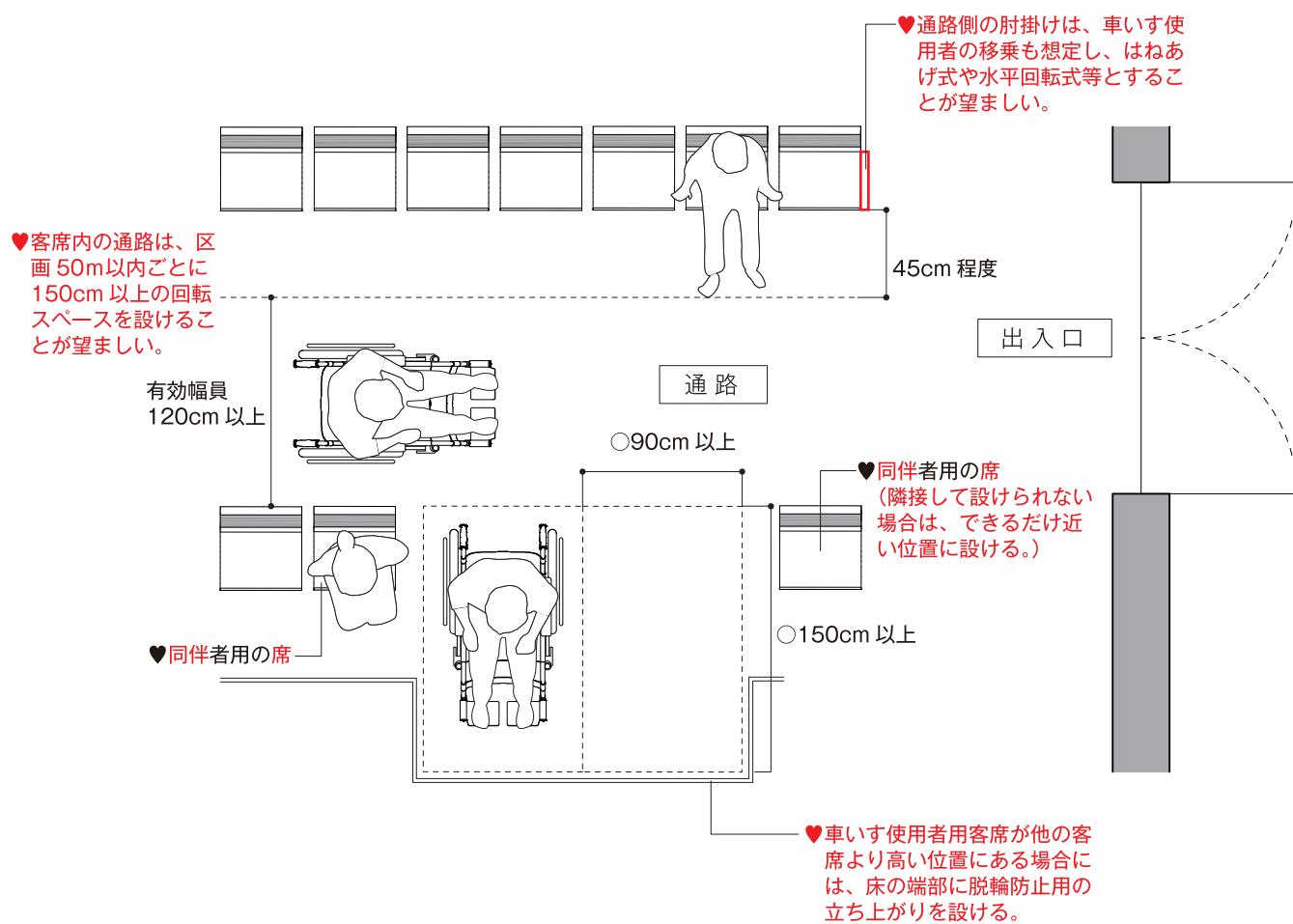


視覚障害者の声

小型受信機を用いた音声などの解説があると、視覚障害者も高齢者も楽しめます。



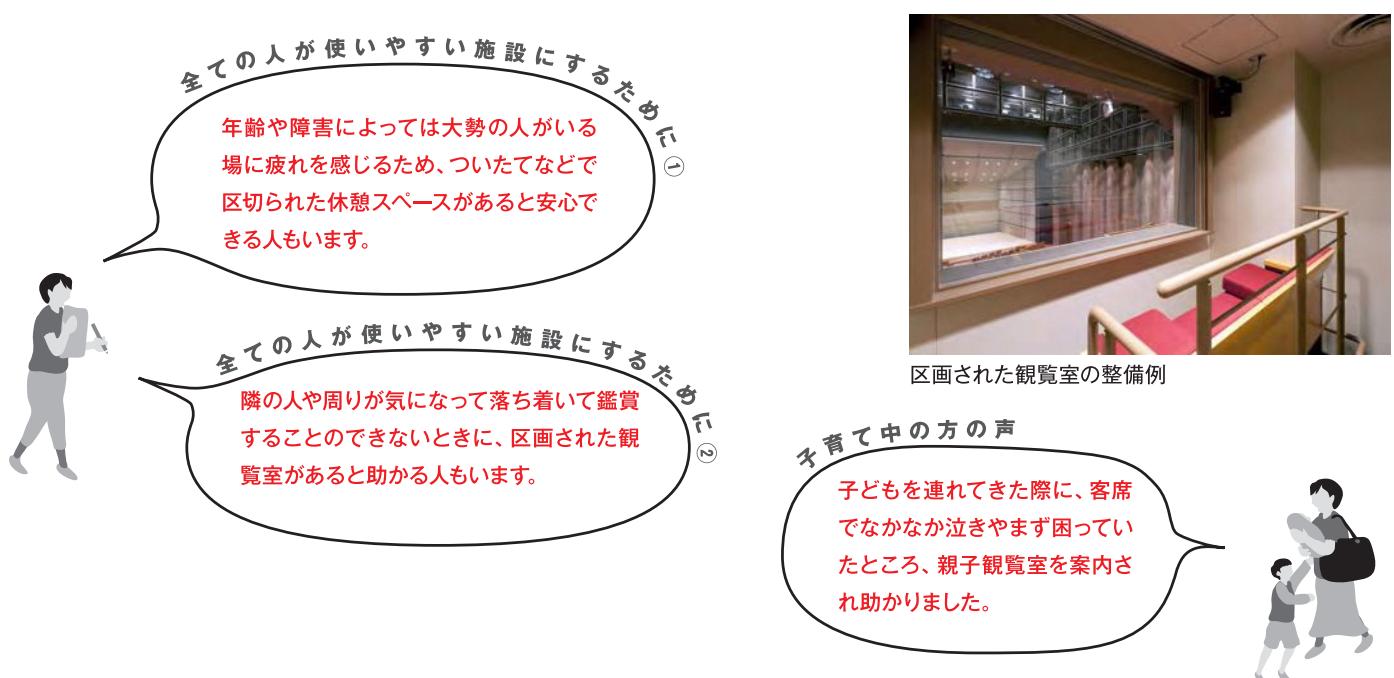
図12-2 車いす使用者用客席まわりの整備例



車いす使用者用客席の構造

- 車いす使用者用客席に隣接して**同伴者用の席**を設けることが望ましい。
- 車いす使用者用客席の前後には、容易に出入り及び転回が可能なスペースを設けること望ましい。
- 多数の車いす使用者の利用が見込まれる場合は、固定式の他、可動式の客席・観覧席を整備し、必要な際に、車いす使用者用客席・観覧席とすることが望ましい。

図12-3 高齢者・障害者等の利用者に配慮した動線の確保などの例



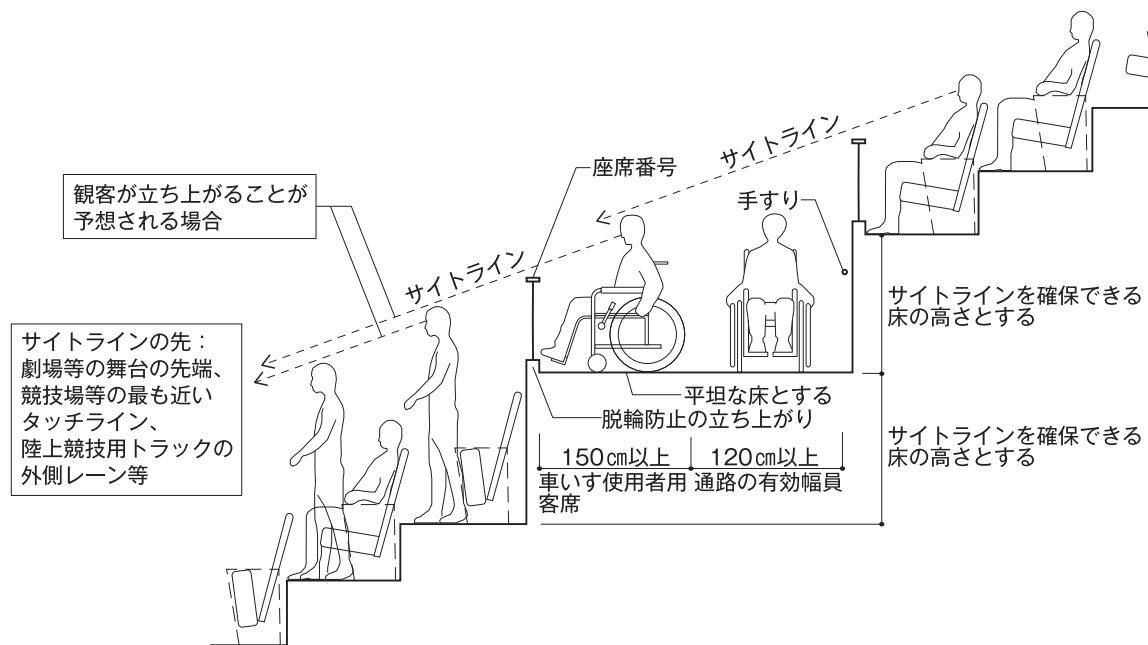
サイトライン（可視線）

サイトラインとは、客席・観覧席の各々の人が、前列の人の頭又は肩を越して対象（舞台やスクリーン、競技スペース等）を見るために遮られるべきでない、各々の人の視野の限界線のことをいいます。

眼高がとりわけ低い車いす使用者のサイトラインも想定する必要があり、車いす使用者用客席・観覧席は前後の客席・観覧席の位置、高低差を考慮し、舞台やスクリーン、競技スペース等へのサイトラインを確保することが重要です。さらに、車いす使用者用客席・観覧席の前面に設ける手すりの高さについても、サイトラインの確保に支障がないよう配慮が求められます。また、車いす使用者用客席・観覧席と前席との位置をずらし、前席の人の肩越しにサイトラインを確保することも有効です。

客席や観覧席を有する施設の構造等も様々であるため、それぞれの状況に応じたサイトラインの確保の工夫をし、全ての人が観戦や鑑賞を楽しめる環境を整えることが重要です。

車いす使用者用客席・観覧席からのサイトラインを確保できる整備例



出典：高齢者・障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準(平成28年度)を基に作成

車いす使用者の声

映画館の車いす使用者用のスペースは一番前が多く、映画が見づらいです。

逆に、劇場やコンサートホールでは一番後ろが多く、前の人人が立つと見えなくなってしまうことがあります。



基本的な考え方

建物内に移動等円滑化が図られたエレベーターや便所、駐車場がある場合、誰にでも分かりやすい標識で明示することが重要です。原則として、日本工業規格Z8210に定められているピクトグラムを使用し、日本工業規格Z8210に定めがない場合は、国際標準等を参考とし、子ども、外国人を含め、全ての人に分かりやすいデザインとします。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示した後に掲げる構造の標識を設けなければならない。	同左	
ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。	同左	
イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であること。	同左	
(2) (1)の便所の付近に設ける標識には、当該便所に車いす使用者用便所、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。	同左	9-13 13-1
(3) (1)の駐車施設がある駐車場の出入口の付近には、当該駐車施設があることを表示する標識を設けなければならない。	同左	3-2 13-1

(参考：関連条文) 政令第19条、規則別表第1の2(12の項)、規則別表第5(13の項)

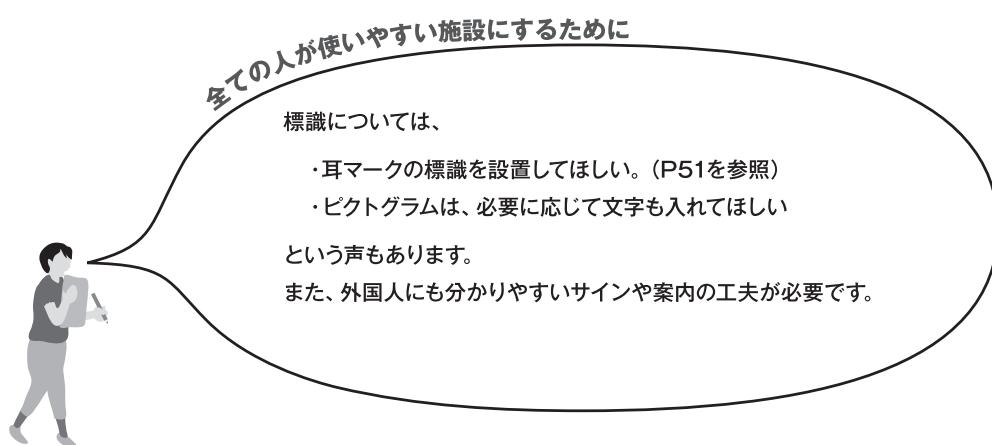


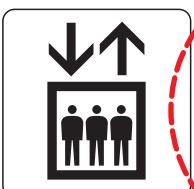
図13-1 標識（ピクトグラム）の例

出典：日本工業規格

1. 日本工業規格（JIS Z 8210）の標識（ピクトグラム）



お手洗



エレベーター



エスカレーター



階段



障害のある人が使える設備



駐車場



浴室



案内所



ベビーケールーム

オストメイト用設備
メオストメイト

2. その他の標識（ピクトグラム）



ベビーチェア



ベビーベッド



大きめのシート

新JIS規格に変更

コラム
国際シンボルマーク
について

国際シンボルマークは、障害をもつ人々が利用できる建築物、施設であることを示す世界共通のマークとして、国際リハビリテーション協会が定めたものです。国際リハビリテーション協会では、マークが使用できる施設として以下の条件を定めています。

- 建築物へのアプローチに支障がないこと
- 円滑に利用できる施設の入口であること
- 施設が利用できること

横浜市福祉のまちづくり条例、同施行規則では、これらの趣旨を踏まえ、高齢者、障害者等が利用できる施設について一定の基準（規則別表第11）を定め、これらの施設を示す表示板に国際シンボルマークを採用しました。高齢者、障害者等の施設の利用を促進するため、これらの施設への表示板の掲示を定めていますので、積極的な整備をお願いします。



国際シンボルマーク

基本的な考え方

高齢者、障害者等が通常時に施設を円滑に利用できるよう整備するだけでなく、非常時における情報伝達のあり方にも配慮する必要があります。

特に、警報設備及び避難口誘導灯については、視覚と聴覚による情報伝達が行えるよう十分配慮する必要があります。

指定施設整備基準	建築物移動等円滑化基準	図
(1) 音響装置により火災を知らせる警報設備を設けなければならない。	—	18-1
(2) 屋外へ通ずる出入口及び直通階段の出入口に、点滅型誘導灯を設けなければならない。	—	18-1

(参考：関連条文) 規則別表第5 (18の項)

コラム

災害時への配慮

建築物の整備の際には、高齢者、障害者等の避難についても十分計画に組み込んでおくことが必要です。

一番の基本は、高齢者、障害者を含むすべての人にアクセス経路と避難経路がわかりやすいことです。規模が大きく複雑な機能を持つ建築物の場合には、特にわかりやすい動線計画・空間計画に注意しましょう。

非常事態（火災、地震、津波等）となったときの情報伝達についても重要です。様々な障害者に対してわかりやすいように、音、光、その他の人的な支援等の様々な方法により、危険が生じていることを伝達します。

なお聴覚障害者は、非常ベル等の音で危険を察知することができないことがあり、音以外の情報伝達手段が課題です。

聴覚障害者に非常事態の発生を伝える方法として、光警報装置の設置があります。光警報装置は天井や壁などに設置され、火災の発生を検知すると光が点滅して視覚への効果を訴えるものです。

※「光警報装置の設置に係るガイドライン」

(総務省消防庁：2016年9月通知)

光警報装置の設置場所や設置の仕方について解説しています。

<主な内容>

- 大規模な空港や駅など、避難誘導できる人が聴覚障害者の近くにいない場所への設置が望ましい。利用者の多い商業施設などにも必要に応じて設置。
- 天井の高い場所では、床から10メートル以内の位置への設置が望ましい。
- 光の色は色弱の人でも見逃しにくい白色光が望ましい。

避難情報や避難経路の案内表示はわかりやすい内容で見やすい位置に設けます。車いす使用者でも見やすいよう高さに配慮します。

火災時の避難にあたっては、まず火元と隔てられたところに移動できることが重要です。これが確保されれば、避難階、さらには屋外への避難が可能になります。設計に際しては、車いす使用者等が防火戸・防煙壁を支障なく移動できるか確認する必要があります。

次に、とりあえず安全を確保できる空間として、非常用エレベーターのロビー、避難階段、避難バルコニーなどを他の部分と防火区画しておくことが有効です。

このように、高齢者、障害者等が避難階に円滑に移動できるよう建築物の物理的対応を行っておくことが必要です。また、人的な対応も重要であり、平素から非常事態の対応について検討しておくことが大切です。

基本的な考え方

子育て世代等が外出しやすい環境とするためには、目的とする施設に一定時間滞在が可能となるよう、ベビーチェア、ベビーベッドを便所に設けるとともに、授乳及びおむつ交換のできる場所を設けることが必要です。

新 JIS 規格に変更



1. 授乳室・おむつ交換場所に関する基準

指定施設整備基準 (再掲載)		建築物移動等円滑化基準 (再掲載)	図
授乳室・おむつ交換場所			
「5 廊下等」		同左	20-1 20-2 20-3 20-4
(2) 移動等円滑化経路を構成する廊下等は、(1)の規定によるほか、次に掲げるものでなければならない。			
力 授乳ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所に授乳ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。 ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)		同左	
キ おむつ交換ができる場所を1以上設け、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示すること。ただし、廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所があり、かつ、当該場所の出入口の戸又はその付近にその旨を表示した場合を除く。 ⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)		同左	
「1 移動等円滑化経路」			
(1) 次に掲げる場合には、それぞれ次に定める経路のうち1以上を、移動等円滑化経路にしなければならない。		同左	20-1 20-2 20-3 20-4
オ 5の項(2)力ただし書に規定する廊下等以外の場所に授乳ができる場所を設ける場合 利用居室から当該授乳ができる場所までの経路。		同左	
カ 5の項(2)キただし書に規定する廊下等以外の場所におむつ交換ができる場所を設ける場合 利用居室から当該おむつ交換ができる場所までの経路。		同左	

(参考：関連条文) 規則別表第1の2 (1・5の項)、規則別表第5 (1・5の項)

2.ベビーベッド・ベビーチェアに関する基準

指定施設整備基準（再掲載）	建築物移動等円滑化基準（再掲載）	図
ベビーベッド・ベビーチェア 「9 便所」 <p>(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合には、次に掲げる便房を設けた便所をそれぞれ1以上（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上）設け、当該便房の出入口の戸又はその付近には、その旨の表示をしなければならない。</p> <p>⇒「対象用途と対象規模」を参照(P.150)</p>	同左	20-4 20-5
ア 乳幼児を座らせることができる設備を設けた便房 イ 乳幼児のおむつ交換をすることができる設備を設けた便房	同左	
「13 標識」 <p>(1) 移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設があることを表示した次に掲げる構造の標識を設けなければならない。</p>	同左	20-1 20-2 20-3 20-4 20-5
ア 高齢者、障害者等の見やすい位置に設けること。 イ 当該標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの（当該内容が日本工業規格Z8210に定められているときは、これに適合するもの）であること。	同左	
<p>(2) (1)の便所の付近に設ける標識には、当該便所に車いす使用者用便房、水洗器具、乳幼児を座らせることができる設備又は乳幼児のおむつ交換をすることができる設備があることを表示しなければならない。</p>	同左	

(参考：関連条文) 規則別表第1の2 (9・12の項)、規則別表第5 (9・13の項)

図20-4 乳幼児連れ利用者に配慮した便所の整備例

《便所のベビーベッド、ベビーチェアの整備例》

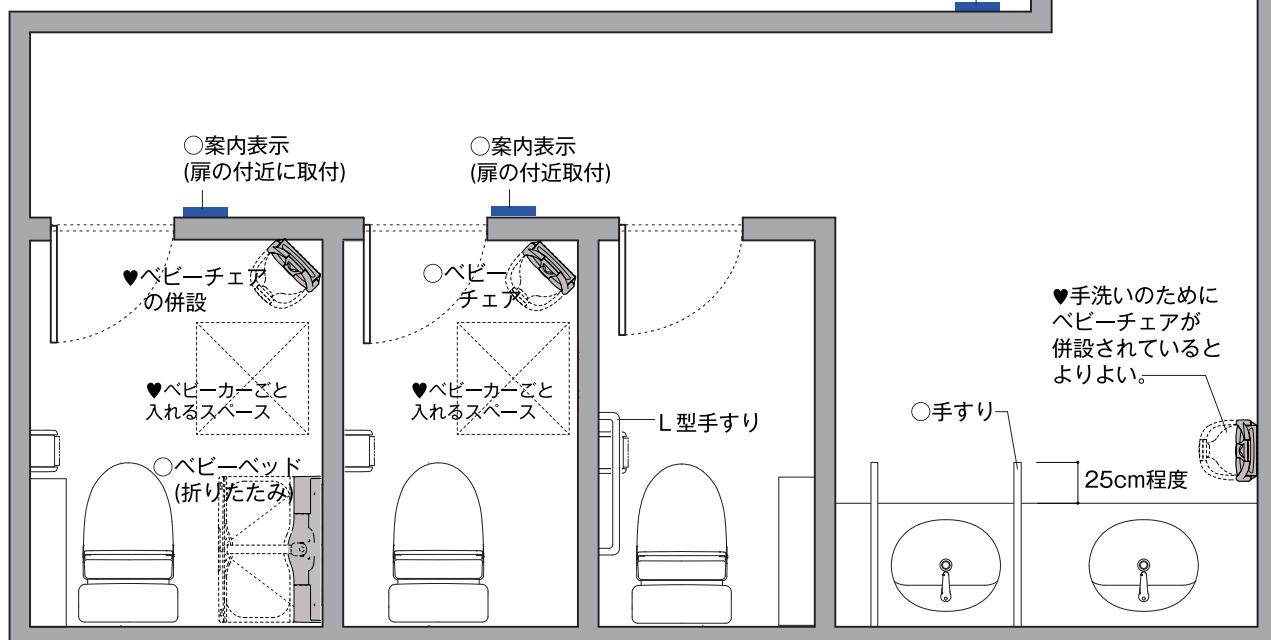
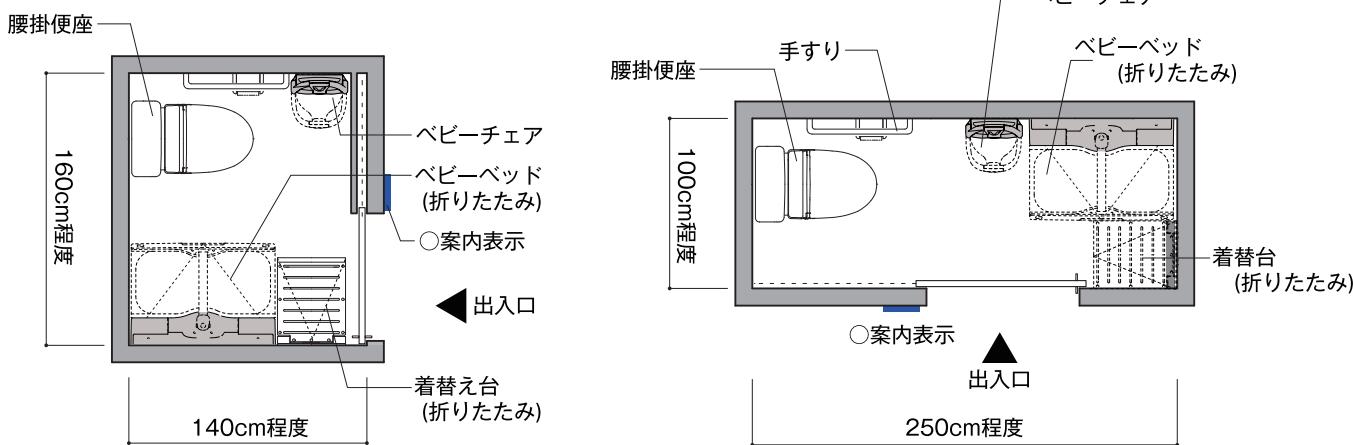


図20-5 乳幼児連れ利用者に配慮した便房の整備例



ベビーベッド

整備基準 9-(3)-イ

- ベビーベッドは、便房内に設ける。当該便房の出入口の戸にベビーベッドがある便房であることを表示し、開き戸の場合は、戸の横の壁に表示する。
- ベビーベッドには、設置位置による手ばさみ事故防止や転落防止のための固定用ベルトを設けるなど安全性に配慮する。必要に応じて、手ばさみや転落の危険がある旨の表示をする。
- ベビーベッドの付近には、荷物置き場やベビーチェアを置く場所を確保することが望ましい。
- ベビーベッド及びベビーチェアは車いす使用者用便房以外の便房に設けることが望ましい。

ベビーチェア

整備基準 9-(3)-ア

- ベビーチェアは、ガード等により乳幼児を安全に座らせることができるものとする。当該便房の出入口の戸にベビーチェアがある便房であることを表示し、開き戸の場合は、戸の横の壁に表示する。
- 設置位置については、戸の付近や壁との距離など、使用時の幼児の手ばさみ事故が生じないような設置を工夫をすること。
- ベビーチェアを設けた便房を複数（男女別の場合は各複数）設けることが望ましい。
- ベビーチェアを設けた便房は、ベビーカーごと入れるよう配慮することが望ましい。

III

資料編

(2) 案内用図記号 (JIS Z 8210 : 2017 抜粋)

1 適用範囲

この規格は、不特定多数の人々向けの案内に用いる図記号について規定する。案内図記号を用いて情報を伝えることが好ましい領域は、例えば、公共・一般施設、交通施設、特定の場所・建物、観光、商業・小売店など、あらゆる施設のほかに、さまざまな地図、案内板、標識、印刷物などである。

(2~4 省略)

5 案内図記号一施設などの種類 (抜粋)

* 経過措置あり

<公共施設・一般施設図記号>





オストメイト用設備/オストメイト
Facilities for Ostomy or Ostomate



水飲み場
Water fountain



くず入れ
Trash box

<交通施設図記号>



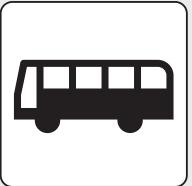
航空機/空港
Aircraft/Airport



鉄道/鉄道駅
Railway/Railway station



船舶/フェリー/港
Ship/Ferry/Port



バス/バスのりば
Bus/Bus stop



タクシー/タクシーのりば
Taxi/Taxi stop



自転車
Bicycle



駐車場*
Parking



レストラン
Restaurant



喫茶・軽食
Coffee shop



会計
Cashier

<安全図記号>



消火器
Fire extinguisher



非常電話
Emergency telephone



非常ボタン
Emergency call button



広域避難場所
Safety evacuation area



非常口
Emergency exit

※「標準案内用図記号ガイドライン」に収録

<禁止記号>



禁煙
No smoking



火気厳禁
No open flame



駐車禁止
No parking



自転車乗り入れ禁止
No bicycles



走るな/かけ込み禁止
Do not rush



携帯電話使用禁止
Do not use mobile phones



撮影禁止
Do not take photographs

(3) 視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列 (JIS T 9251 : 2014 抜粋)

1 適用範囲

この規格は、視覚障害者誘導用ブロック等（以下、ブロック等という。）の突起の形状、寸法及びその配列について規定する。

(2) 省略

3 要求事項

<3.1 一般原則>

ブロック等は、次のような点を考慮して設計、製造することが望ましい。

- a) ブロック等を構成する点状突起及び線状突起は、歩行に困難のある人も含めた他の歩行者に対しても、つまずきの可能性を減少させ、安全と通行しやすさとを確保するため、縁に斜角又は丸みをもたせる。
- b) ブロック等は、想定される使用場所などを考慮し、滑りにくさ、耐久性、識別性を十分に維持できるような材料、製造方法などを用いる。
- c) ブロック等を構成する点状突起及び線状突起は、靴底を通して及び白杖を用いることによって容易に検知できるような材料、製造方法などを用いる。

<3.2 形状、配列及び寸法>

ブロック等の大きさは、目地込みで300.0mm四方以上とする。

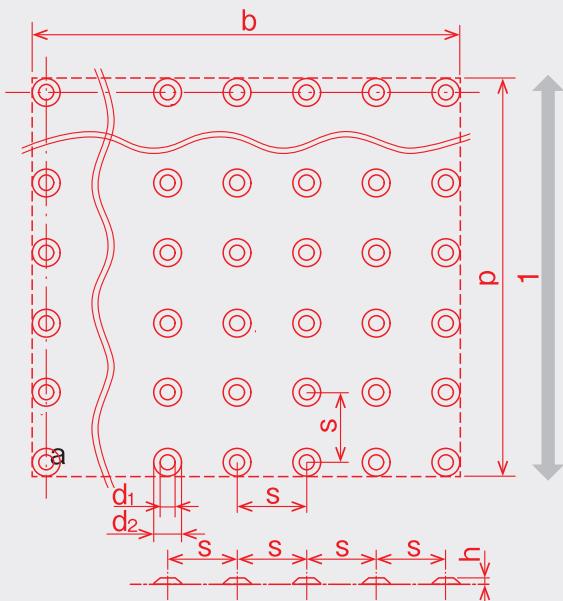
<3.2.1 点状ブロック等>

(3.2.1.1 省略)

<3.2.1.2 点状突起の配列及び寸法>

点状ブロック等を構成する点状突起は、想定する主な歩行方向に対して平行に配列する（図2参照）。点状突起の数は、25（5×5）点を下限とし、点状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。なお、ブロック最外縁の点状突起の中心とブロック端部との距離は、 $s/2$ 寸法より、5.0mmを超えない範囲で大きくしてもよい。

図2 点状突起の配列 及び寸法



単位 mm		
記号	寸法	許容差
d_1	12.0	
d_2	$d_1 + 10.0$	+1.5 0
s	55.0~60.0*	
h	5.0	+1.0

- 1 想定する主な歩行方向
- d_1 点状突起の上面直径
- d_2 点状突起の基底部の直径
- s 隣接する点状突起の中心間の距離
- h 点状突起の高さ
- b 有効幅
- p 有効奥行き
- 注* ブロック等の大きさに応じて、この範囲内の寸法を一つ選定して製造する。

<3.2.2 線状ブロック等>

(3.2.2.1 省略)

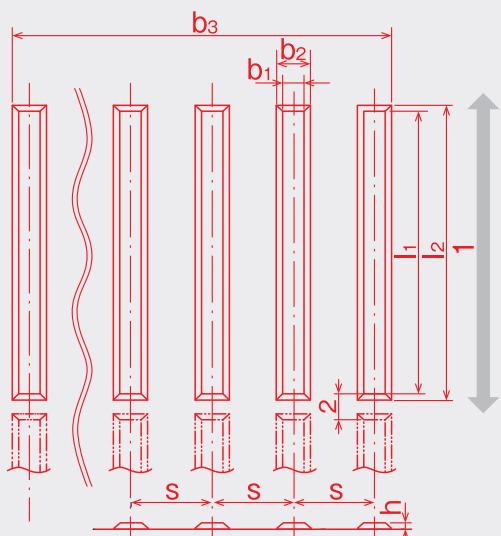
<3.2.2.2 線状突起の配列及び寸法>

線状ブロック等を構成する点状突起は、示そうとする歩行方向に向けて配列する(図3参照)。線状突起の本数は、4本を下限とし、線状突起を配列するブロック等の大きさに応じて増やす。

線状突起の間に滞水のおそれがある場合は、30.0mm以下の排水用の隙間(隣接する線状突起の上面端の間隔)を設ける。²⁾

注²⁾ 視覚に障害のある歩行者にとって、線状突起はなるべく途切れず継続したものがたど(辿)りやすい。また、排水用の隙間は、どの列も同じ間隔で設けることが望ましい。

図3 線状突起の配列 及び寸法



単位 mm		
記号	寸法	許容差
b_1	17.0	+1.50
b_2	$b_1 + 10.0$	0
s	75.0	
h	5.0	+1.0
l_1	270.0以上	
l_2	$l_1 + 10.0$	

- 1 示そうとする歩行方向
 - 2 排水用の隙間(線状突起の上面間)
- b_1 線状突起の上面幅
 b_2 線状突起の基底部の幅
 b_3 有効幅
 s 隣接する線状突起の中心間の距離
 h 線状突起の高さ
 l_1 線状突起の上面の長さ
 l_2 線状突起の基底部の長さ

改正福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル【建築物編】の原稿案及び市民意見公募について

1 趣旨

東京 2020 オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、国土交通省はバリアフリー法（※1）に基づく「高齢者、障害者等の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」（以下「建築設計標準」（※2）といいます。）を平成 28 年度末に改正しました。

建築設計標準における基準やそれに関する表記と整合性を図ること、また、東京 2020 オリンピック・パラリンピックに向けた取組内容を市民や事業者に周知し、広く展開していくことを目的として、福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル【建築物編】（以下「施設整備マニュアル」といいます。）の改正を推進会議の下部組織である専門委員会において検討し、原稿案が完成しましたので、ご報告します。

（※1）高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

（※2）すべての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するためのバリアフリー設計のガイドライン

2 施設整備マニュアルの主な改正概要

主に建築設計標準の改正で示された、「便所」や「ホテル又は旅館の客室」の項目を中心に検討しました。

建築設計標準の改正内容の反映、運用上追加した方が望ましい内容、専門委員会委員に指摘を受けた内容、JIS の改正等に伴う所要の変更を行っています。

（参考）

平成 29 年 3 月 建築設計標準の主な改正内容

- ・ホテル客室のバリアフリー化の促進
「バリアフリーに配慮した一般客室」の設計標準の追加
- ・トイレのバリアフリー化の促進
多機能トイレへの利用者集中を避けるため、個別機能の分散配置を促進 等

項目別の主な改正内容は以下のとおりです。

便所

異性介助に配慮した設計、多機能トイレ（※1）への利用者集中を解消するための設備の適切な配置

・異性介助に配慮し、男女が共用できる位置に設けること、また、男女が共用できる位置に設けた車いす使用者用便所には大きめのシートを設けることを望ましい整備として追加する他、コラムで紹介。

（P.99、P.115-1 他）

・多機能トイレへの利用者集中を解消する設計上の配慮の具体例、施設全体でのトイレの機能分散及び案内表示のポイントをコラムで紹介。（P.99、P.115-1～4）

（裏面あり）

(※多機能トイレを否定しているわけではなく、利用者が多い施設等、多機能トイレへ利用者が集中する可能性の高い施設では、機能分散をした設計に配慮するよう勧めています。)

浴室、シャワー室又は更衣室

実際の利用をより詳細に想定した上での図の変更

- ・実際の利用を想定し、設備等をより充実させ、配慮ポイントもより丁寧な内容に修正。(P.117~119)
【図 10-1~3】)
- ・入浴の際に使用する福祉用具をコラムで紹介。(P.119)

ホテル又は旅館の客室

一般客室のバリアフリー化

- ・国内外からの旅行客の利用増加を見込み、車いす使用者用客室だけではなく一般客室のバリアフリー化の重要性についてコラムで紹介。また、建築物のハードの対応と合わせて、情報提供やサービス等のソフト対応（人的対応）の充実についても言及。(P.124-1)

【参考】文化観光局観光振興課「ユニバーサルツーリズム推進事業」（資料2別紙）

客席及び舞台

休憩スペースや区画された観覧室

- ・乳幼児連れや障害によって配慮が必要な人に対し、休憩スペースや区画された観覧室の必要性を利用者の声で紹介。(P.128)

サイトライン（※2）について

- ・サイトラインの確保の重要性についてコラムで紹介。(P.128-1)

その他

- ・障害者差別解消法（P.23-1）、設計段階での障害のある当事者等の参加（P.54-1）についてコラムで紹介。

（※1）車いす使用者用トイレに乳幼児用設備やオストメイト用設備等が設置されているトイレ

（※2）客席・観覧席の各々の人が前列の人の頭又は肩を越して対象（舞台やスクリーン、競技スペース等）を見るために遮られるべきでない、各々の人の視野の限界線

3 市民意見公募と今後の対応について

- ・9月上旬～10月上旬 市民意見公募を実施。
- ・いただいた市民意見を参考の上、必要に応じ案の修正を行い、専門委員会及び推進会議委員にご了解のもと、改正施設整備マニュアルとして確定。
- ・12月下旬 「施設整備マニュアル」の増補版として発行

平成30年8月23日
福祉のまちづくり推進会議資料
文化観光局観光振興課

● ユニバーサルツーリズムの理念

高齢の方や障害のある方も、人生の余暇活動のひとつとして多くの方が旅行を楽しんでおり、「旅行に出かけたい」と考えている方もたくさんいる。

高齢者や障害者を受け入れることは、決して難しいことではなく、障害を正しく理解し適切な対応をすることで、旅行者にとっても、受け入れる観光地にとっても、負担の少ない旅行が実現する。(観光庁)

● 推進する意義

- ①今後拡大するマーケット
- ②「障害者差別解消法」の施行

● 観光庁の取組例

- ①接遇マニュアルの作成
- ②観光案内所等での情報発信
- ③旅行商品造成実証事業



● 横浜市の目指すユニバーサルツーリズム

- ①情報発信
横浜の観光情報やバリアフリー情報をいつでもどこでも手に入れられる。
- ②理解促進
観光関連事業者等に「心のバリアフリー」の概念が浸透している。
- ③商品造成
バリアがケアされる内容の旅行商品が造成、販売されている。



● 市内事業者向け研修について

- 内 容:接遇事例の紹介や車いす、
アイマスクを使用した疑似体験を実施。
開催日時:平成30年2月8日(木)
横浜ワールドポーターズ
参 加 者:30名
(市内宿泊、交通、飲食事業者等)

福祉のまちづくり条例施設整備基準〔公共交通機関の施設〕の改正等の検討について

1 趣旨

国土交通省は、公共交通分野のバリアフリー水準の底上げを図るため、平成30年3月にバリアフリー法（※1）に基づく「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令」（以下「交通バリアフリー基準」といいます。）及び「公共交通機関の移動等円滑化整備ガイドライン（旅客施設編・車両等編）」（以下「ガイドライン」といいます。）を改正しました。

新たな交通バリアフリー基準及びガイドラインと整合性を図ることを目的として、横浜市福祉のまちづくり条例施行規則に規定する公共交通機関の施設の整備基準（以下「整備基準」といいます。）を見直します。

また、本市における運用上の課題もあることから、国への動向への対応とともに検討を行います。

※1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

2 検討の進め方（案）

（1）検討の内容

交通バリアフリー基準及びガイドラインの改正内容を中心に、これまでの運用上の課題整理もあわせて検討します。

規則の改正について検討したのち、それに基づいて、施設整備マニュアル〔公共交通機関の施設〕の見直しを行います。

交通バリアフリー基準及びガイドラインの主な改正内容（詳細は別紙参照）

- ・駅等におけるバリアフリールートの最短化・複数化
- ・乗継ぎ経路のバリアフリー化
- ・エレベーターのかごの大きさ等
- ・トイレのバリアフリー化
- ・ホームからの転落防止

など

交通バリアフリー基準及びガイドラインのうち、車両に関する基準は本市整備基準に定めがないため、検討項目からは除きます。

(2) 検討方法

推進会議の下部組織である **専門委員会（※2）** において、検討します。

なお、専門委員会の設置は第 41 回推進会議（平成 29 年 12 月開催）においてご了承いただいているます。

（※2）根拠法令

横浜市福祉のまちづくり条例第 7 条第 3 項

推進会議に、必要に応じ小委員会又は専門委員会を置くことができる。

横浜市福祉のまちづくり推進会議運営要綱第 7 条

推進会議は、福祉のまちづくりの推進に必要な調査研究等を行うため、条例第 7 条第 3 項に定める専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会は、会長のほか推進会議の委員若干名及び必要に応じて臨時委員により組織する。

3 専門委員会に所属する委員は、会長が推進会議に諮り指名する。

4 専門委員会は、会長をもって委員長とし、副委員長を 1 人置く。

5 専門委員会は、委員長が招集する。

6 第 1 項の調査研究等とは、次に掲げる事項とする。

（1） 福祉のまちづくりに係る専門的事項の検討

（2） 専門性の高い特別な事項の検討及び調査研究

（3） 福祉のまちづくりに関する事務局への助言

なお、専門委員会の議事内容は推進会議に報告し、推進会議でいただいたご意見は専門委員会にフィードバックします。

3 これまでの経過及び今後のスケジュール（予定）

基準等 時期	建築物	公共交通機関の施設
H29 年度 12 月	○専門委員会の設置 ○専門委員会において検討 （計 4 回）	—
H30 年度 8 月 9 月～10 月 10 月～11 月 12 月頃	○改正マニュアルの素案確定 ○市民意見公募 ○市民意見公募の結果公示 ○改正マニュアル確定 ○発行	○専門委員会において検討 （2、3か月に 1 回程度）
H31 年度 秋頃	（時期未定） ○専門委員会において検討 ○マニュアルの検討	○改正規則の素案確定 ○マニュアルの検討

交通バリアフリー基準及びガイドラインの見直しについて

資料3 別紙

現状

対応の内容

駅等におけるバリアフリールートの最短化・複数化について

- バリアフリールートが1ルートのみであること等により、高齢者、障害者等が車両等に乗降する際に、著しく長距離・長時間の移動を余儀なくされるケースが存在。

※現行基準: 1ルート以上

- バリアフリールートの最短経路化を義務付け【省令】

- 大規模な鉄道駅については、バリアフリールートの複数化を義務付け【省令】

乗継ぎルートのバリアフリー化について

- 高齢者、障害者等が乗継ぎの際、著しく長距離・長時間の移動を余儀なくされるケースが存在。

※現行基準: 規定なし

- 乗継ぎルートについてバリアフリー化し、かつ、当該ルートの最短経路化を義務付け【省令】

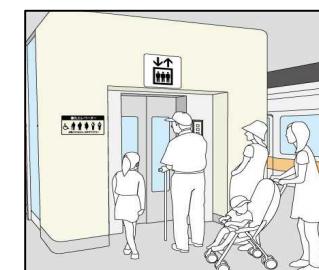
- 別事業者の乗降場との乗継ぎ円滑化も推進【ガイドライン】

エレベーターかごの大きさ等について

- 高齢者、障害者等がエレベーターの前で待たされ、エレベーターの利用までに著しく長時間を要するケースが存在。

※現行基準: カゴの大きさ11人乗り以上

- 旅客施設の利用の状況に応じたエレベーターの複数化・大型化を義務付け【省令】
- エレベーターの大きさを決定する際には、以下の表を参照【ガイドライン】
- 障害者、高齢者等の「優先マーク」設置を推進【ガイドライン】



<エレベーターの大きさ>

最大定員[人]	かごの内方幅[cm]	かごの内方奥行き[cm]	備考
11	140	135	
13	160	135	
15	160	150	
17	180	150	Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインにおいて標準とされる整備内容
	200	135	
20	180	170	
	200	150	
24	200	175	Tokyo2020アクセシビリティ・ガイドラインにおいて推奨とされる整備内容
	215	160	

必要に応じて上記以上の大きさも考慮。

<優先マークの例>



交通バリアフリー基準及びガイドラインの見直しについて

現状

対応の内容

トイレのバリアフリー化について

- 多機能トイレを必要とする方が利用したいときに利用できない。
※現行基準: 1以上の便房を多機能化

- 多機能トイレを前提とした規定から、トイレのバリアフリー機能※を複数の便房へ分散配置することができるよう規定を見直し【省令】

※車椅子に対応した広いスペース等、オストメイト

ホームからの転落防止について

- 視覚障害者のホームからの転落事故を防止していく必要。
※現行基準: ホームドアが設置されていないホームには点状ブロックを敷設

- 鉄道駅ホームの縁端に視覚障害者誘導用ブロックを敷設する際は、内方線付き点状ブロックとすることを義務付け【省令】

- ブロックの形状について、JIS規格に統一【省令】

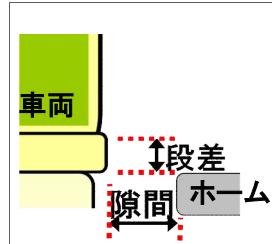


プラットホームと鉄道車両床面の段差及び隙間の解消

- プラットホームと車両床面に段差及び隙間があるため、車椅子使用者等が乗降する際には渡り板等が必要となり、駅員等の介助なしに単独で乗降することができないケースがほとんど。
※現行基準: 段差・隙間はできる限り平ら・小さいものであること

- 軌道がコンクリート構造であるなど一定の場合において、車椅子使用者が介助なしに単独で乗降できるように段差、隙間を解消することを標準化【ガイドライン】

- 鉄道の安全を確保しつつ、車椅子使用者等が単独で円滑に乗降できる段差、隙間等の要件等について、平成30年度に専門的な調査研究を実施。その結果を踏まえ、基準及びガイドラインへの反映を改めて検討



鉄道車両の車椅子スペースについて

- 新幹線等について、車椅子スペースが満席の場合乗車できないケースや、同スペースが狭く利用しづらいケースが存在。

- 通勤型車両について、車椅子スペースが不足し、乗りたい列車に乗れない等のケースが存在。

※現行基準: 1列車1箇所以上
(参考)「通勤型車両」…つり革等を用いた乗車が想定されている車両。

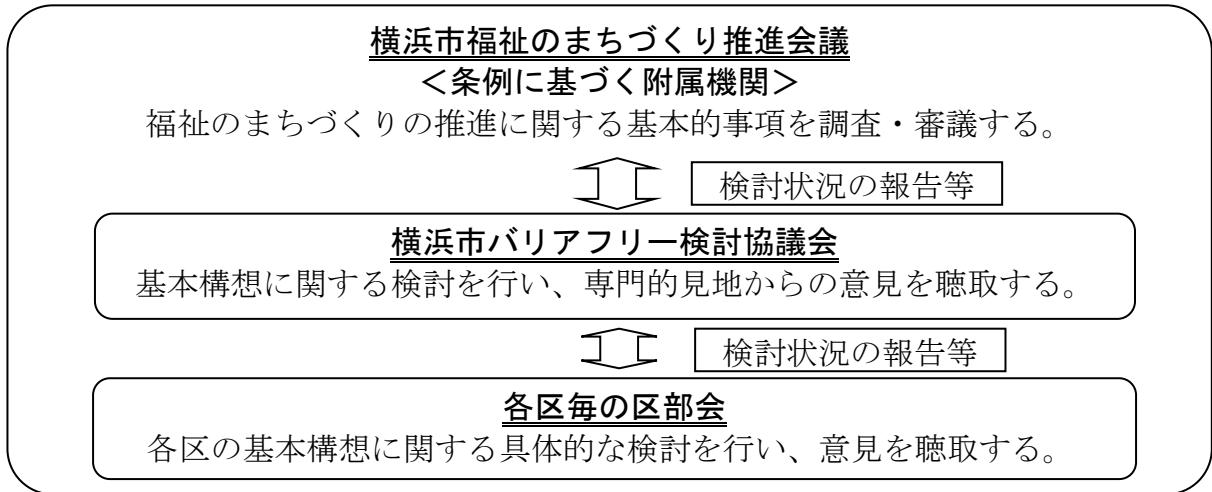
- 車椅子スペースを現行の1列車1箇所以上から、1列車2箇所以上とすることを義務付け【省令】
※併せて、車椅子スペースについて、大きさ及び他の旅客等の通行に支障のない通路幅を具体化【通達】

- 通勤型車両については、利用の状況に応じ1車両1箇所以上とすることを標準化【ガイドライン】



横浜市バリアフリー基本構想について

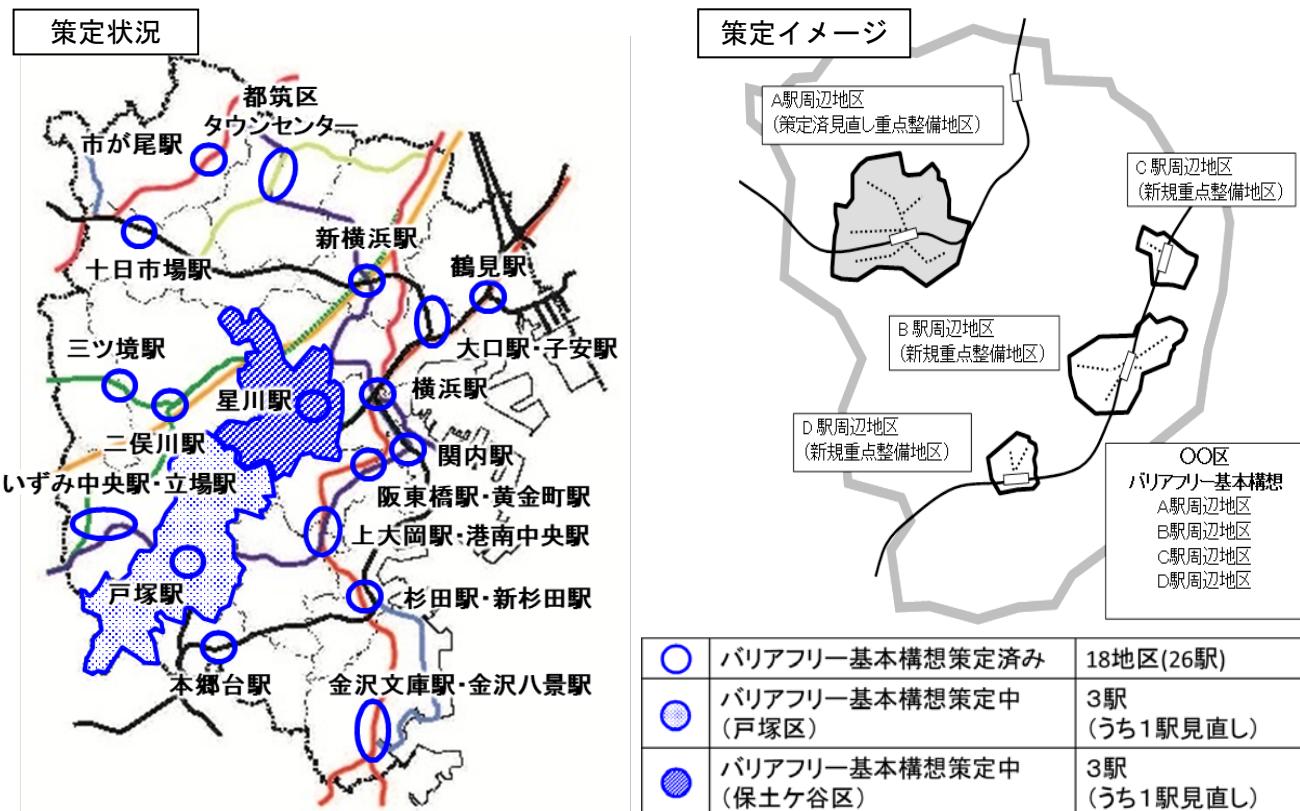
1 横浜市の検討体制



2 基本構想の策定状況

横浜市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」（通称：バリアフリー法）に基づき、区役所最寄り駅周辺地区など、高齢者、障害者等がよく利用する施設があり、重点的かつ一体的にバリアフリー化を図る必要がある地区を対象に、バリアフリー基本構想の策定を進めており、平成28年度に全18区において、各区1地区での策定が完了しました。

平成28年度からは区単位で、策定済み地区の見直しと新規策定地区（3地区程度）をまとめたバリアフリー基本構想の策定を進めています。



策定済み地区【18 地区】

地 区 名		該当区	開始	策定	整備目標
1	関内駅周辺	中区	H15. 8	H16. 8	H22
2	鶴見駅周辺	鶴見区	H15. 9	H16. 8	H22
3	横浜駅周辺	西区	H16. 2	H18. 8	H22
4	新横浜駅周辺	港北区	H16. 3	H18. 8	H22
5	三ツ境駅周辺	瀬谷区	H17. 6	H19. 3	H22
6	戸塚駅周辺	戸塚区	H18. 7	H20. 5	H22
7	上大岡駅・港南中央駅周辺	港南区	H18. 8	H20. 5	H22
8	都筑区タウンセンター周辺	都筑区	H20. 6	H22. 5	H26
9	星川駅周辺	保土ヶ谷区	H21. 4	H23. 3	H27
10	本郷台駅周辺	栄区	H21. 7	H23. 8	H28
11	大口駅・子安駅周辺	神奈川区	H22. 2	H23. 12	H28
12	二俣川駅周辺	旭区	H22. 8	H24. 5	H29
13	金沢文庫駅・金沢八景駅周辺	金沢区	H22. 10	H25. 3	H29
14	いずみ中央駅・立場駅周辺	泉区	H23. 8	H25. 3	H29
15	杉田駅・新杉田駅周辺	磯子区	H24. 7	H26. 3	H30
16	阪東橋駅・黄金町駅周辺	南区	H25. 7	H27. 3	H31
17	市が尾駅周辺	青葉区	H26. 7	H28. 3	H32
18	十日市場駅周辺	緑区	H27. 7	H29. 3	H33

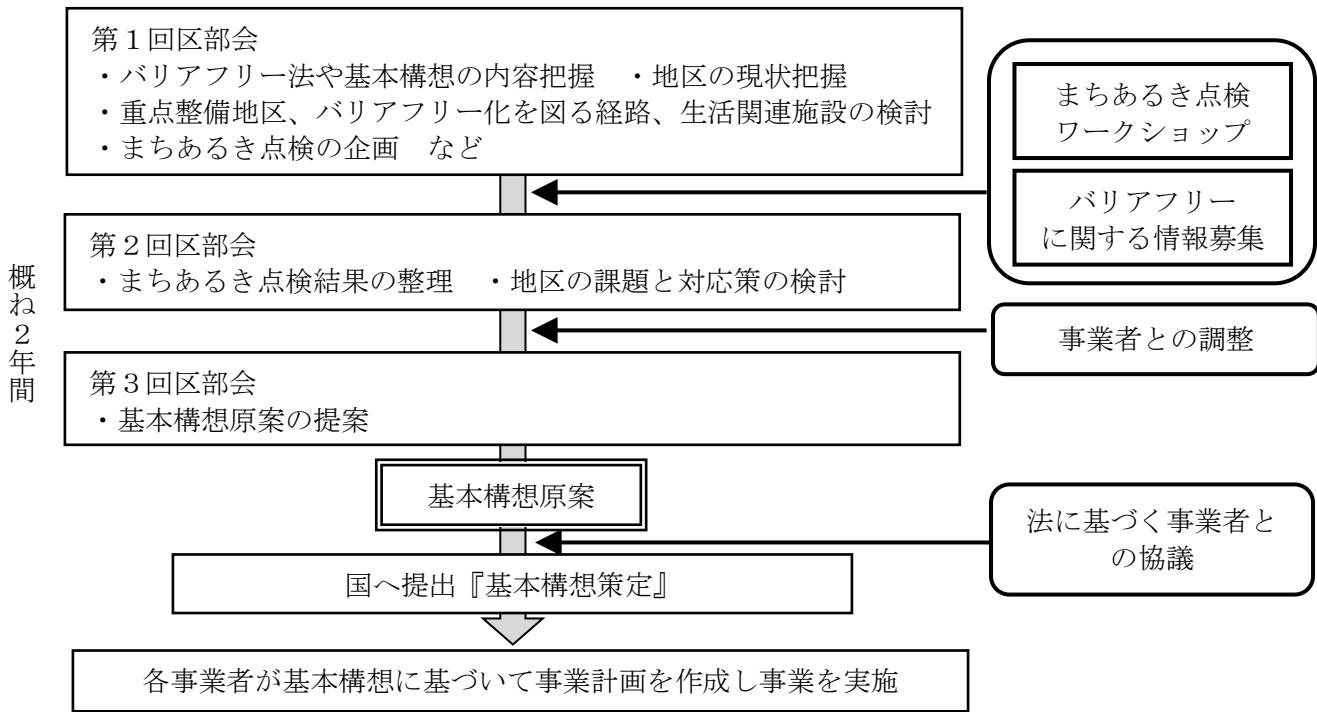
策定中【2 区】

区 名	対象駅	開始	策定	検討状況・今後の予定
戸塚区	戸塚駅 (見直し) 東戸塚駅 舞岡駅 (新規)	H29. 3	H30. 秋 予定	第1回区部会 (H29. 3. 28) 地区の現状把握 生活関連経路・生活関連施設の検討など まちあるき点検ワークショップ (H29. 6. 23、H29. 6. 30) 第2回区部会 (H29. 12. 18) まちあるき点検結果等の整理 地区の課題と対応策の検討 第3回区部会 (H30. 4. 27) 基本構想原案の提案
保土ヶ谷区	星川駅 (見直し) 天王町駅 保土ヶ谷駅 (新規)	H29. 9	H31. 2 予定	第1回区部会 (H29. 9. 14) 地区の現状把握 生活関連経路・生活関連施設の検討 など まちあるき点検ワークショップ (H29. 11. 24、H29. 11. 28) 第2回区部会 (H30. 7. 23) まちあるき点検結果等の整理 地区の課題と対応策の検討 第3回区部会 (H30. 11 予定) 基本構想原案の提案

3 基本構想の進め方等について

(1) 区ごとの策定の進め方

日ごろからその地域を利用している当事者の方々の意見を反映するため、地域の高齢者、障害者、子育て世代等で構成される区部会を区ごとに組織し、当事者意見の反映に努めています。



(2) 特定事業の進め方

基本構想には、バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための基本的事項を位置づけます。基本構想策定後、重点整備地区内の鉄道駅、道路、建築物、公園などの各施設設置管理者は、基本構想に位置づけたバリアフリー化のための事業（特定事業）を実施します。特定事業には実施義務が課せられるため、重点整備地区内のバリアフリー化を重点的かつ一体的に推進することができます。

バリアフリー基本構想	…市町村（バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進するための基本的事項）
→ 公共交通特定事業	→鉄道、バス事業者（鉄道駅、車両等のバリアフリー化）
→ 道路特定事業	→道路管理者（歩道等のバリアフリー化）
→ 路外駐車場特定事業	→路外駐車場の管理者（路外駐車場のバリアフリー化）
→ 都市公園特定事業	→都市公園（都市公園のバリアフリー化）
→ 建築物特定事業	→建築主（建築物のバリアフリー化）
→ 交通安全特定事業	→公安委員会（音響式信号機の設置等）
→ その他の事業	→対応が必要な施設設置管理者等（ソフト施策等によるバリアフリー化）

(3) 基本構想の閲覧等

策定済みのバリアフリー基本構想は、道路局企画課のホームページ上に公開しています。また、冊子を道路局企画課でご覧いただけます。

横断歩道等における歩車道境界の段差に関する検討について

1 目的

横断歩道等に接続する歩道と車道の境界部の望ましい縁端構造について、様々な道路利用者の意見を聴きながら、市の対応の方向性について検討を進めます。

2 横断歩道等における歩車道境界の段差の考え方

現在横浜市では、横断歩道等に接続する歩道と車道の境界部（以下、「歩車道境界部」といいます。）における段差の高さは、2センチメートルで整備しています。これは、視覚障害者が歩車道境界部を白杖や足により容易に認知でき、かつ、車いす使用者が困難なく通行できるよう、標準的な高さとして基準化しています。

【参考：神奈川県が整備を進める段差改善ブロックについて】

神奈川県では、視覚障害者の識別性と車いす使用者の通行性等をより両立できる歩車道境界部の段差改善ブロックとして、セイフティブロックを平成7年に開発し、整備を進めています。

セイフティブロックは、今現在、神奈川県や横浜市以外の自治体で整備が進められているほか、国土交通省横浜国道事務所でも採用され、横浜市内の直轄国道で整備されています。

【参考：道路の移動等円滑化整備ガイドライン（発行：（財）国土技術研究センター）より】

道路移動等円滑化基準第9条では、横断歩道に接続する歩道等の部分の縁端は、車道よりも高くし、その段差は2センチメートルを標準とするものとしています。この2センチメートルはあくまでも標準値であり、視覚障害者の識別性及び車いす使用者の通行性を高いレベルで両立できるとは限らず、各地域で、望ましい構造について障害者等がお互いに合意し、評価を実施していくことが重要であるとしています。

《横浜市基準の整備写真》



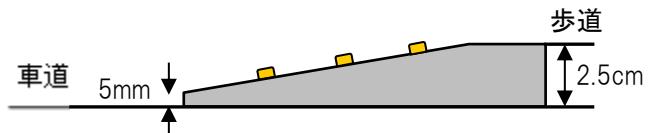
《神奈川県基準の整備写真（セイフティブロック）》



《横浜市基準の断面イメージ》



《神奈川県基準の断面イメージ》



3 これまでの主な検討経緯

- 平成28年12月 都筑区すみれが丘地区で、2か所の十字路交差点の歩車道境界部にセイフティブロックを試行整備

《試行整備位置図》



《整備後現地写真》



《平成29年3月9日現地確認会参加団体》都筑区視覚障害者福祉協会

- 平成30年5月 二俣川駅南口駅前交差点でセイフティブロックを試行整備

《現地確認会開催時写真》



《平成30年6月26日現地確認会参加団体》旭区老人クラブ連合会、NPO法人アニミ、NPO法人子そだちしえん・あさひ、NPO法人横浜市視覚障害者福祉協会、神奈川県視覚障害者の生活と権利を守る会、横浜市肢体障害者福祉協会、横浜市車椅子の会、横浜市心身障害児者を守る会連盟、横浜市脳性マヒ者協会（50音順）

4 今後の検討の方向性

現地確認会でのご意見、他の道路管理者（国、他自治体）の情況等を総合的に勘案し、今後、横断歩道等の歩車道境界部の縁端構造に係る市の対応の方向性について検討を進めます。

平成 30 年 8 月 23 日
横浜市社会福祉協議会

平成 29 年度横浜市福祉のまちづくり推進に関する 社会福祉協議会事業の福祉啓発事業報告について

1 福祉教育（啓発）事業

（1）先生のための福祉講座（市教育委員会・各区社協との共催）

市内の小中高校（公私問わず）、盲・ろう・特別支援学校の教職員を対象に福祉学習についての基本理解のための講座を開催しました。

事例提供されたプログラムを持ち帰り、自校の授業に活用するなどの波及効果が見られています。

開 催 日：平成 29 年 8 月 18 日（金）

※午前・午後で 2 回開催

参 加 者：延べ 54 名

講 師：長沼 豊氏（学習院大学文学部教育学科 教授）



（2）小・中学校、高等学校等での福祉講座の実施

福祉教育プログラム集「やってみよう！福祉教育！」を活用し、18 区社協において障害当事者やボランティア、地域住民などの協力をいただき、市内の小中高校（公私問わず）で授業の中で障害理解等に関する福祉講座を、349 件（延べ参加者 38,209 名）実施しました。

市社協から区社協に、福祉体験に伴う整備費用等の一部を補助しています。

後日、障害理解の当事者講師として参加した方が通う施設に、生徒が遊びに行ったとの報告があり、福祉啓発をきっかけに、地域と福祉がつながるまちづくりへと広がっていく動きが見られています。

2 企業向けの福祉啓発研修

市社協では、企業からの依頼を受けて「企業向け福祉啓発研修 プログラム集」を活用した社員向けの研修会を実施し障害理解をはじめとした福祉啓発を行いました。

企 業 数：4 社、参加者 468 名



平成 29 年度 福祉のまちづくり推進事業の報告について

1 横浜市福祉のまちづくり条例推進事業

(1) 横浜市福祉のまちづくり推進会議等の開催

- ・横浜市福祉のまちづくり推進会議の開催（年 2 回）
- ・横浜市福祉のまちづくり推進会議専門委員会の開催（年 2 回）

(2) 条例対象施設についての事前協議・相談等（通年）

- ・横浜市福祉のまちづくり条例の対象となる施設を新設又は改修する際に、安全かつ円滑に利用できるようにするため、事前協議等を実施。

（参考）平成 29 年度協議件数 665 件（うち適合件数 252 件（約 37.9% 適合））

(3) 福祉のまちづくり普及啓発

ア 福祉教育

- ・子ども用啓発リーフレットの配布（7 月中旬）
「さあ、行動しよう！福祉のまちづくり」の増刷（約 40,000 部）
市内全小学校 4 年生に、授業等での活用事例集と合わせて配布、総合学習などに活用。

イ 「福祉のまちづくり研修」の実施

横浜市職員及び市内の建築関係者を対象に、福祉のまちづくり条例、同条例施行規則における基本理念の学習とともに、セミナー、車いす体験や白杖を用いたフィールドワークを通して、施設整備基準の根拠を理解し、実際の業務に反映させていくことを目的に実施。

【開催概要】

- ① 日 時 1 日目：平成 29 年 11 月 8 日（水） 9 時 45 分～17 時 15 分
2 日目：平成 29 年 11 月 9 日（木） 9 時 45 分～17 時 15 分
- ② 会 場 横浜市障害者スポーツ文化センター 横浜ラポール
- ③ 受講者 合計 41 名（1 日目：20 名、2 日目：21 名）
※受講者内訳
本市職員・・・41 名
(うち事務 10 名、建築 12 名、土木 11 名、造園 2 名、電気 5 名、機械 1 名)
- ④ 内容
 - ・(株)LIXIL によるトイレセミナー
 - ・障害当事者講話（視覚障害、内部障害【呼吸器】）
 - ・車いす体験、白杖を用いたフィールドワーク
 - ・整備事例検討グループワーク

(写真) 当日の様子



ウ 福祉のまちづくり研修会

「トイレからひろがる やさしいまちづくり」

(主催: 横浜市、共催: 神奈川県、川崎市)

横浜市、川崎市を含む神奈川県下の建築関係者を対象に、福祉のまちづくりやバリアフリー、ユニバーサルデザイン等の理解を深めることを目的に実施。

【開催概要】

- ① 日時: 平成 30 年 2 月 14 日 (水) 14 時 00 分～16 時 30 分
- ② 会場: 横浜市開港記念会館 1 階 1 号室
- ③ 参加者: 建築関係者 (建築士等)、交通事業者、行政職員 等
- ④ 参加者数: 66 名 (建築関係者 24 名、行政職員 42 名)
- ⑤ 講演内容・講師
 - ・第 1 部 「トイレの今までとこれから」
小林 純子 氏 (設計事務所ゴンドラ所長/一般社団法人日本トイレ協会副会長)
 - ・第 2 部 「まちづくりのなかで建築士にできること」
大原 一興 氏 (横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院教授
/横浜市福祉のまちづくり推進会議会長)
 - ・講師対談

エ 「わかりやすい印刷物のつくり方」の発行

初版発行から 8 年が経過していることから、市民局広報課と検討を行い、改定版を作成。

(平成 30 年 4 月にウェブで公表、7 月に印刷し関係機関に配布)



2 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業

車いす使用者、高齢者、障害者やベビーカー利用者など誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、横浜市内に営業所をもつ民営バス事業者に対し、導入に係る経費の一部を補助する。

- 平成 29 年度補助台数：69 台

(参考：市内バス事業者のバス保有台数とノンステップバス導入率)

	H 2 6	H 2 7	H 2 8	H 2 9
保有台数 (台)	1, 945	1, 953	2, 050	2, 046
導入率 (%)	65.2%	67.6%	67.9%	72.5%

3 鉄道駅舎エレベーター等設置事業

高齢者・障害者を含むすべての人が生活し、活動しやすいまちづくりを推進するため、移動の拠点となる鉄道駅舎において鉄道事業者がエレベーターを設置する際に、経費の一部を補助する。

- 平成 29 年度補助実績：

JR 横浜線 菊名駅 エレベーター 1 基及び多目的トイレ 1 箇所 (汚物流し専用装置付き)

【参考】駅の段差解消について

① JR 菊名駅 (JR、東急電鉄、横浜市道路局)

JR 線と東急東横線の乗換改善と、改札階からホーム階までのエレベーターを設置する等、バリアフリー化を図るため平成 26 年度に駅舎改良工事に着手。(併せて、西口自由通路整備事業も実施。) 平成 29 年 12 月に JR 菊名駅の新駅舎の一部と東西自由通路のバリアフリー化がなされ、平成 30 年 2 月に JR 菊名駅の新駅舎内のエレベーターの供用を開始。なお、工事全体の完成は平成 30 年度を予定。

② JR 関内駅北口 (JR、横浜市都市整備局)

平成 26 年度に北口の駅舎改良工事に着手。平成 29 年 4 月に北口新駅舎内のエレベーターの供用が開始され、バリアフリー化が完了。引き続き、ホーム拡幅工事等を行い、平成 30 年度の事業完了を目指す。

③ JR 石川町駅南口 (JR、横浜市都市整備局)

改札階からホーム階までのエレベーターを設置予定。平成 27 年度に詳細設計、平成 28 年度に工事着手。平成 30 年 3 月に大船方面行きホームエレベーターの供用を開始。平成 30 年度に横浜方面行ホームエレベーター、多目的トイレ設置等を進め、事業完了を目指す。

平成30年度福祉のまちづくり推進事業 予算概要

		事業内容
4 だれにもやさしい 福祉のまちづくり 推進事業		「横浜に関わる全ての人がお互いを尊重し、助け合う、人の優しさにあふれたまちづくり」を実現するため、ハード（施設の整備）とソフト（思いやりの心の育成）を一体的に取り組み、福祉のまちづくりを推進します。
本年度	3,882万円	1 福祉のまちづくり条例推進事業 849万円 東京2020オリンピック・パラリンピックの開催を見据え、国がバリアフリーのガイドラインを改正していることを受けて、本市でも「施設整備マニュアル」等を見直します。 (1) 「福祉のまちづくり推進会議」の開催 (2) 福祉のまちづくり条例に基づく施策の検討 (3) 福祉のまちづくり普及啓発 (4) 条例対象施設についての事前協議・相談等
前年度	6,089万円	
差引	△2,207万円	
本年度の財源内訳	国	—
	県	—
	その他	5万円
	市費	3,877万円
		2 高齢者・障害者等に配慮した路線バス整備事業 3,033万円 誰もが乗降しやすいノンステップバスの導入を促進するため、導入に係る経費の一部を補助します。 民間事業者への補助 55台